

令和6年3月

郡山市議会定例会議案

(令和5年度補正予算案等)

# 目 次

議案第1号	令和5年度郡山市一般会計補正予算（第8号）	4
議案第2号	令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	55
議案第3号	令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	69
議案第4号	令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第3号）	77
議案第5号	令和5年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	87
議案第6号	令和5年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	96
議案第7号	令和5年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	108
議案第8号	令和5年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	117
議案第9号	令和5年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）	125
議案第10号	令和5年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）	129
議案第11号	令和5年度郡山市片平財産区特別会計補正予算（第2号）	135
議案第12号	令和5年度郡山市水道事業会計補正予算（第2号）	143
議案第13号	令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第3号）	153
議案第14号	郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	173
議案第15号	郡山市手数料条例の一部を改正する条例	175
議案第16号	郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	187
議案第17号	郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	188
議案第18号	郡山市営住宅条例の一部を改正する条例	190
議案第19号	郡山市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例	198
議案第20号	郡山市介護保険条例の一部を改正する条例	199
議案第21号	郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	203
議案第22号	郡山市特定都市河川浸水被害対策法施行条例	366
議案第23号	工事請負契約について	368
議案第24号	工事請負契約の変更について	369
議案第25号	市道路線の認定について	370

議案第26号	市道路線の変更について .....	402
議案第27号	市道路線の廃止について .....	420
議案第28号	字の区域の変更について .....	431
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて .....	433
報告第1号	専決処分事項の報告について .....	450

令和5年度郡山市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度郡山市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,175,954千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,204,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表地方債補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 地方交付税		11,716,613	660,527	12,377,140
	1 地方交付税	11,716,613	660,527	12,377,140
16 使用料及び手数料		2,506,375	△24,400	2,481,975
	2 手数料	887,117	△24,400	862,717
17 国庫支出金		31,561,671	668,113	32,229,784
	1 国庫負担金	16,930,317	△10,327	16,919,990
	2 国庫補助金	14,541,863	678,440	15,220,303
18 県支出金		9,874,569	△126,393	9,748,176
	1 県負担金	5,699,084	△21,680	5,677,404
	2 県補助金	3,467,330	△104,713	3,362,617
19 財産収入		2,215,533	4,470	2,220,003
	1 財産運用収入	57,955	△33	57,922
	2 財産売払収入	2,157,578	4,503	2,162,081
20 寄附金		192,190	56,320	248,510
	1 寄附金	192,190	56,320	248,510
21 繰入金		6,198,980	△8,648	6,190,332
	1 特別会計繰入金	143,070	△46,958	96,112
	2 基金繰入金	6,055,910	38,310	6,094,220
23 諸収入		6,124,718	98,265	6,222,983
	5 雑入	1,877,690	98,265	1,975,955
24 市債		11,521,200	847,700	12,368,900
	1 市債	11,521,200	847,700	12,368,900
歳 入	合 計	153,028,783	2,175,954	155,204,737

一般会計

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		19,292,696	788,914	20,081,610
	1 総務管理費	15,848,578	847,775	16,696,353
	3 戸籍住民基本台帳費	961,962	△8,319	953,643
	4 選挙費	441,460	△50,542	390,918
3 民生費		56,567,263	△348,285	56,218,978
	1 社会福祉費	8,140,346	39,834	8,180,180
	2 心身障害者福祉費	7,439,441	△2,106	7,437,335
	3 老人福祉費	10,351,255	△344,234	10,007,021
	4 児童福祉費	24,637,451	△132,876	24,504,575
	5 生活保護費	5,936,330	91,097	6,027,427
4 衛生費		13,052,585	△116,077	12,936,508
	1 保健衛生費	8,844,747	19,823	8,864,570
	2 清掃費	3,984,479	△135,900	3,848,579
5 労働費		134,410	1,529	135,939
	1 労働諸費	134,410	1,529	135,939
6 農林水産業費		5,352,672	67,279	5,419,951
	1 農業費	4,956,653	67,029	5,023,682
	2 林業費	396,019	250	396,269
7 商工費		6,411,779	△35,049	6,376,730
	1 商工費	6,411,779	△35,049	6,376,730
8 土木費		18,305,750	983,519	19,289,269
	2 道路橋りょう費	4,979,283	△193,818	4,785,465
	3 河川費	1,013,957	1,109,000	2,122,957
	4 都市計画費	11,011,943	68,337	11,080,280
9 消防費		3,776,373	△9,840	3,766,533

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	3,776,373	△9,840	3,766,533
10 教育費		20,883,794	840,088	21,723,882
	2 小中学校費	9,439,090	△44,098	9,394,992
	3 社会教育費	6,415,484	46,990	6,462,474
	4 保健体育費	4,425,841	837,196	5,263,037
14 予備費		393,537	3,876	397,413
	1 予備費	393,537	3,876	397,413
歳出	合計	153,028,783	2,175,954	155,204,737

一般会計

第 2 表 繰越明許費補正  
(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	4 児童福祉費	児童手当システム改修事業	千円 14,423
		保育所等性被害防止対策支援事業	5,175
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	37,423
5 労働費	1 労働諸費	業務改善賃上げ応援補助金	11,624
6 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	83,107
		農業用施設整備事業	66,952
		土地改良事業	442



款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	通学路安全対策事業	千円 14,953
		道路ストック整備事業	34,962
		橋りょう長寿命化事業	47,156
	4 都市計画費	地域生活拠点型再開発事業費補助金	245,840
		街路整備事業	192,937
10 教育費	3 社会教育費	(仮称) 歴史情報・公文書館整備事業	482,112
		埋蔵文化財発掘調査事業	12,304
		市史編さん事業	10,017

一般会計

款	項	事業名	金額
10 教育費	4 保健体育費	開成山地区体育施設整備事業	千円 3,263,563

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	千円 108,000	準用河川改修事業	千円 1,263,200

第 3 表 債務負担行為補正  
(廃止)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
障がい福祉施設再整備事業 アドバイザー業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	15,980千円	—	—	応募事業者がなかったため。

第4表 地方債補正  
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	千円 1,812,000		%		千円 1,820,800		%	
道路整備事業	1,361,000				1,330,600			
河川整備事業	639,600				1,382,600			
街路整備事業	507,800				508,300			
消防防災設備整備事業	74,400				68,000			
学校教育施設等整備事業	1,420,300				1,431,000			
開成山地区体育施設整備事業	1,267,600				1,612,300			
合 計	11,298,000				12,368,900			

(廃止)

起債の目的	限度額	備考
老人福祉施設整備補助事業	千円 223,200	起債事業の執行がなかったため。
合計	223,200	

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

# 1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	52,055,097	0	52,055,097
2 地方譲与税	1,197,247	0	1,197,247
3 利子割交付金	26,785	0	26,785
4 配当割交付金	174,376	0	174,376
5 株式等譲渡所得割交付金	74,391	0	74,391
6 法人事業税交付金	917,351	0	917,351
7 地方消費税交付金	9,048,705	0	9,048,705
8 ゴルフ場利用税交付金	18,502	0	18,502
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	75,552	0	75,552
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	0	3,036
12 地方特例交付金	365,537	0	365,537
13 地方交付税	11,716,613	660,527	12,377,140
14 交通安全対策特別交付金	53,502	0	53,502
15 分担金及び負担金	409,335	0	409,335
16 使用料及び手数料	2,506,375	△24,400	2,481,975
17 国庫支出金	31,561,671	668,113	32,229,784
18 県支出金	9,874,569	△126,393	9,748,176
19 財産収入	2,215,533	4,470	2,220,003
20 寄附金	192,190	56,320	248,510
21 繰入金	6,198,980	△8,648	6,190,332
22 繰越金	6,697,517	0	6,697,517
23 諸収入	6,124,718	98,265	6,222,983
24 市債	11,521,200	847,700	12,368,900
歳入合計	153,028,783	2,175,954	155,204,737

一般会計

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	757,082	0	757,082				
2 総務費	19,292,696	788,914	20,081,610			57,647	731,267
3 民生費	56,567,263	△348,285	56,218,978	△219,257	△223,200	108,702	△14,530
4 衛生費	13,052,585	△116,077	12,936,508	2,909		△4,858	△114,128
5 労働費	134,410	1,529	135,939				1,529
6 農林水産業費	5,352,672	67,279	5,419,951	58,951	8,800		△472
7 商工費	6,411,779	△35,049	6,376,730				△35,049
8 土木費	18,305,750	983,519	19,289,269	330,135	713,100		△59,716
9 消防費	3,776,373	△9,840	3,766,533		△6,400	1,582	△5,022
10 教育費	20,883,794	840,088	21,723,882	368,982	355,400	39,245	76,461
11 災害復旧費	31,016	0	31,016				
12 公債費	7,993,800	0	7,993,800				
13 諸支出金	76,026	0	76,026				
14 予備費	393,537	3,876	397,413				3,876
歳出合計	153,028,783	2,175,954	155,204,737	541,720	847,700	202,318	584,216

一般会計



## 2 歳入

### (款) 13 地方交付税

#### (項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	11,716,613	660,527	12,377,140	1 地方交付税	660,527	普通交付税 660,527
計	11,716,613	660,527	12,377,140			

### (款) 16 使用料及び手数料

#### (項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	739,939	△ 24,400	715,539	2 清掃手数料	△ 24,400	ごみ焼却処分手数料 △ 24,400
計	887,117	△ 24,400	862,717			

### (款) 17 国庫支出金

#### (項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	15,787,487	△ 10,327	15,777,160	1 社会福祉費 国庫負担金	△ 6,475	国民健康保険基盤安定国庫負担金 △ 5,836 未就学児均等割保険税国庫負担金 △ 639
				4 児童福祉費 国庫負担金	△ 6,931	子育てのための施設等利用給付交付金 △ 75,000 子どものための教育・保育給付交付金 68,069
				5 生活保護費 国庫負担金	3,079	生活保護費等国庫負担金 3,079

13款 地方交付税

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

## (款) 17 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	16,930,317	△ 10,327	16,919,990			

## (款) 17 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	6,564,788	△ 20,554	6,544,234	4 児童福祉費 国庫補助金	△ 20,554	保育対策総合支援事業費国庫補助金 △ 39,155 子ども・子育て支援事業費国庫補助金 14,422 障害者総合支援事業費国庫補助金 729 こども政策推進事業費国庫補助金 3,450
3 衛生費国庫補助金	1,144,069	△ 123	1,143,946	1 保健衛生費 国庫補助金	△ 123	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 △ 123
6 土木費国庫補助金	2,244,772	330,135	2,574,907	2 道路橋りよ う費国庫補 助金	△ 34,865	社会資本整備総合交付金 △ 69,119 防災・安全交付金 16,223 道路更新防災等対策事業費国庫補助金 18,031
				3 河川費国庫 補助金	365,000	防災・安全交付金 365,000
8 教育費国庫補助金	4,000,446	368,982	4,369,428	2 小中学校費 国庫補助金	△ 14,028	小学校学校施設環境改善交付金 △ 14,028
				4 保健体育費 国庫補助金	383,010	都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 383,010

17款 国庫支出金

## (款) 17 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	14,541,863	678,440	15,220,303			

## (款) 18 県支出金

## (項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,685,481	△ 21,680	5,663,801	1 社会福祉費 県負担金	△ 22,068	国民健康保険基盤安定県負担金 △ 21,749 未就学児均等割保険税県負担金 △ 319
				3 老人福祉費 県負担金	8,572	後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 8,572
				4 児童福祉費 県負担金	△ 8,184	子育てのための施設等利用給付費県負担金 △ 37,500 子どものための教育・保育給付費県負担金 29,316
計	5,699,084	△ 21,680	5,677,404			

## (款) 18 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	2,004,227	△ 166,696	1,837,531	3 老人福祉費 県補助金	△ 144,278	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 144,278

17款 国庫支出金

18款 県支出金

## (款) 18 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金				4 児童福祉費 県補助金	△ 22,418	保育対策総合支援事業費県補助金 △ 6,664 施設型給付費地方単独費県補助金 △ 19,354 病児保育広域運営支援事業費県補助金 3,600
3 衛生費県補助金	411,166	3,032	414,198	1 保健衛生費 県補助金	3,032	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 費県補助金 3,032
4 農林水産業費県補 助金	698,770	58,951	757,721	1 農業費県補 助金	58,951	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 県補助金 △ 3,049 農村地域防災減災事業費県補助金 62,000
計	3,467,330	△ 104,713	3,362,617			

## (款) 19 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	13,344	△ 33	13,311	1 利子及び配 当金	△ 33	消防力整備基金利子 △ 33
計	57,955	△ 33	57,922			

18款 県支出金

19款 財産収入

## (款) 19 財産収入

## (項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	2,111,109	4,503	2,115,612	2 土地売却収入	4,503	市有地売却収入 4,503
計	2,157,578	4,503	2,162,081			

## (款) 20 寄附金

## (項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	100	1,759	1,859	1 総務管理費寄附金	1,759	交通遺児激励寄附金 300 交通安全対策寄附金 10 公共施設等総合管理寄附金 366 市制施行100周年記念事業費寄附金 1,083
3 民生費寄附金	6,667	3,921	10,588	1 老人福祉費寄附金	100	高齢化社会対策推進寄附金 100
				2 児童福祉費寄附金	3,821	子育て支援推進寄附金 3,821
6 教育費寄附金	5,295	50,640	55,935	1 小中学校費寄附金	135	奨学資金給与費寄附金 135
				2 社会教育費寄附金	205	文化体育振興寄附金 205

19款 財産収入

20款 寄附金

## (款) 20 寄附金

## (項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費寄附金				3 保健体育費寄附金	50,300	地方創生応援寄附金 50,300
計	192,190	56,320	248,510			

## (款) 21 繰入金

## (項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 富田第二土地区画 整理事業繰入金	37,960	△ 37,960	0	1 富田第二土地区画整理事業繰入金	△ 37,960	富田第二土地区画整理事業繰入金 △ 37,960
6 母子父子寡婦福祉 資金貸付金繰入金	5,362	△ 5,362	0	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金繰入金	△ 5,362	母子父子寡婦福祉資金貸付金繰入金 △ 5,362
12 赤津財産区繰入金	2,022	△ 1,377	645	1 赤津財産区繰入金	△ 1,377	赤津財産区議会議員選挙費繰入金 △ 1,377
13 三代財産区繰入金	1,976	△ 855	1,121	1 三代財産区繰入金	△ 855	三代財産区議会議員選挙費繰入金 △ 855
14 福良財産区繰入金	2,068	△ 1,404	664	1 福良財産区繰入金	△ 1,404	福良財産区議会議員選挙費繰入金 △ 1,404

20款 寄附金

21款 繰入金

## (款) 21 繰入金

## (項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	143,070	△ 46,958	96,112			

## (款) 21 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 公共施設等総合管理基金繰入金	874,891	38,310	913,201	1 公共施設等総合管理基金繰入金	38,310	公共施設等総合管理基金繰入金 38,310
計	6,055,910	38,310	6,094,220			

## (款) 23 諸収入

## (項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,877,514	98,265	1,975,779	2 雑入	98,265	クリーンセンター余剰電力売却収入 5,299 負担金補助及び交付金過年度返還金 91,351 消防団員安全装備品整備事業助成金 1,615
計	1,877,690	98,265	1,975,955			

21款 繰入金

23款 諸収入

## (款) 24 市債

## (項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	230,000	△ 223,200	6,800	2 老人福祉債	△ 223,200	老人福祉施設整備事業債 △ 223,200
5 農林水産業債	1,855,400	8,800	1,864,200	1 農業債	8,800	農業農村整備事業債 8,800
7 土木債	2,998,300	713,100	3,711,400	1 道路橋りょう債	△ 30,400	道路整備事業債 △ 30,400
				2 河川債	743,000	河川整備事業債 743,000
				3 都市計画債	500	街路整備事業債 500
8 消防債	74,400	△ 6,400	68,000	1 消防債	△ 6,400	消防防災設備整備事業債 △ 6,400
9 教育債	4,517,800	355,400	4,873,200	1 小中学校債	10,700	小学校教育施設等整備事業債 10,700
				3 保健体育債	344,700	保健体育施設整備事業債 344,700
計	11,521,200	847,700	12,368,900			

24款 市債



### 3 歳出

#### (款) 2 総務費

#### (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 職員厚生費	426,926	△5,000	421,926	一般財源 △5,000	10 需用費	△5,000	◎職員福利厚生費 △5,000
6 政策開発費	298,343	50,300	348,643	特定財源 52,714 その他 52,714 一般財源 △2,414	24 積立金	50,300	◎地方創生応援基金費 50,300 ◎市制施行100周年記念事業費 0
	特定財源の内訳						
	(他) こおりやま応援寄附金			1,331			
	(他) 市制施行100周年記念事業費寄附金			1,083			
	(他) 地方創生応援寄附金			50,300			
9 財政管理費	4,651,962	822,458	5,474,420	特定財源 1,922 その他 1,922 一般財源 820,536	24 積立金	822,458	◎財政調整基金費 460,000 ◎減債基金費 360,536 ◎きずな基金費 1,922
	特定財源の内訳						
	(他) こおりやま応援寄附金			1,922			
10 財産管理費	4,203,236	6,339	4,209,575	特定財源 6,337 その他 6,337 一般財源 2	24 積立金	6,339	◎公共施設等総合管理基金費 6,339
	特定財源の内訳						
	(他) 市有地売払収入			4,503			
	(他) こおりやま応援寄附金			1,468			

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 財産管理費	(他) 公共施設等総合管理寄附金			366			
14 男女共同参画費	103,429	968	104,397	一般財源 968	18 負担金補助及び交付金	968	◎男女共同参画センター費 968
15 市民安全費	322,916	△27,290	295,626	特定財源 310	1 報酬	△725	◎防犯灯費 △25,933
				その他 310	8 旅費	△632	◎交通安全推進費 △1,357
				一般財源 △27,600	10 需用費	△25,933	○交通安全活動事業費★ △1,357
				特定財源の内訳			
				(他) 交通遺児激励寄附金 300			
				(他) 交通安全対策寄附金 10			
計	15,848,578	847,775	16,696,353	特定財源 61,283 その他 61,283 一般財源 786,492			

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	961,903	△8,319	953,584	一般財源 △8,319	10 需用費	△1,370	◎戸籍事務費 △4,125
					12 委託料	△6,949	◎住民基本台帳費 △4,194
計	961,962	△8,319	953,643	一般財源 △8,319			

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 選挙費	441,460	△50,542	390,918	特定財源	△3,636	1 報酬	△672	◎市議会議員一般選挙 費 ◎赤津財産区議会議員 選挙費 ◎三代財産区議会議員 選挙費 ◎福良財産区議会議員 選挙費			
				その他	△3,636	3 職員手当等	△1,079		△46,903		
				一般財源	△46,906	7 報償費	△3,263		△1,378		
						8 旅費	△237				
				特定財源の内訳					10 需用費	△3,718	△856
				(他) 赤津財産区議会議員選挙費繰入金					11 役務費	△1,669	
				(他) 三代財産区議会議員選挙費繰入金					12 委託料	△16,107	
				(他) 福良財産区議会議員選挙費繰入金					13 使用料及び 賃借料	△1,318	△1,405
									18 負担金補助 及び交付金	△22,479	
				計	441,460	△50,542	390,918		特定財源	△3,636	
				その他	△3,636						
				一般財源	△46,906						

2款 総務費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明			
						区分	金額				
1 社会福祉総務費	5,233,579	19,206	5,252,785	特定財源	1,212	18 負担金補助及び交付金	1,286	◎援護費	500		
				その他	1,212			◎生活困窮者自立支援事業費	16,167		
				一般財源	17,994	22 償還金利子及び割引料	16,708	○生活困窮者自立支援事業費★	7,426		
				特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金		1,212	24 積立金	1,212	◎総合福祉センター費	1,286	
								◎福祉まるごと支援事業費	41		
								○福祉まるごと支援事業費★	41		
								◎福祉基金費	1,212		
3 国保年金費	2,906,601	20,628	2,927,229	特定財源	△28,543	27 繰出金	20,628	◎国民健康保険事業費	20,628		
				国・県	△28,543						
				一般財源	49,171						
				特定財源の内訳							
				(国) 国民健康保険基盤安定国庫負担金	△5,836						
(国) 未就学児均等割保険税国庫負担金	△639										
(県) 国民健康保険基盤安定県負担金	△21,749										
(県) 未就学児均等割保険税県負担金	△319										

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	8,140,346	39,834	8,180,180	特定財源 国・県 その他 一般財源	△27,331 △28,543 1,212 67,165		

## (款) 3 民生費

## (項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 障害福祉費	7,237,997	△2,106	7,235,891	一般財源	△2,106	12 委託料	△7,736	◎障害者福祉センター 費 ◎花かつみ豊心園費 ◎障害者援護手当等給 付費 ◎更生園費 ○更生園改修費★	
						18 負担金補助 及び交付金	1,157		635
						22 償還金利子 及び割引料	4,473		522
計	7,439,441	△2,106	7,437,335	一般財源	△2,106		4,473 △7,736 △7,736		

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 健康長寿費	1,246,576	7,501	1,254,077	特定財源	2,162	18 負担金補助 及び交付金	5,339	◎老人デイサービス費	1,211
				その他	2,162			◎高齢者文化休養セン ター費	2,692
				一般財源	5,339	24 積立金	2,162	◎中央老人福祉センタ ー費	810
				特定財源の内訳					
(他) こおりやま応援寄附金		2,062			◎高齢化社会対策基金 費	2,162			
(他) 高齢化社会対策推進寄附金		100							
3 介護保険事 業費	4,983,960	△363,165	4,620,795	特定財源	△367,478	18 負担金補助 及び交付金	△367,540	◎介護保険事業費	4,375
				国・県 市債	△144,278			27 繰出金	4,375
				一般財源	4,313				
				特定財源の内訳					○老人福祉施設等整 備補助事業費★
(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金		△144,278							
(市債) 老人福祉施設整備事業債		△223,200							
4 後期高齢者 医療費	3,832,425	11,430	3,843,855	特定財源	99,923	27 繰出金	11,430	◎後期高齢者医療事業 費	11,430
				国・県	8,572				
				その他	91,351				
				一般財源	△88,493				

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 後期高齢者医療費	特定財源の内訳						
				(県) 後期高齢者医療保険基盤安定県負担金	8,572		
				(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金	91,351		
計	10,351,255	△344,234	10,007,021	特定財源	△265,393		
				国・県	△135,706		
				市債	△223,200		
				その他	93,513		
				一般財源	△78,841		

## (款) 3 民生費

## (項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども政策費	1,573,404	19,512	1,592,916	特定財源	13,977	22 償還金利子及び割引料	5,535	◎すこやか子育て基金費	13,977
				その他	13,977	24 積立金	13,977	◎放課後児童クラブ費	2,854
				一般財源	5,535			○放課後児童クラブ運営事業費★	2,854
	特定財源の内訳							◎民間放課後児童クラブ補助事業費	2,681
				(他) こおりやま応援寄附金	10,156				
				(他) 子育て支援推進寄附金	3,821				

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 こども政策費							○民間放課後児童クラブ補助事業費★ 2,681
2 こども家庭費	9,170,180	24,986	9,195,166	特定財源 14,422	12 委託料 14,423	10,278	◎児童虐待防止対策費 675
				国・県 14,422	18 負担金補助及び交付金 285		○児童虐待防止啓発事業費★ 82
				一般財源 10,564	22 償還金利子及び割引料		○養育支援訪問事業費★ 265
				特定財源の内訳 (国) 子ども・子育て支援事業費国庫補助金 14,422			○子育て短期支援事業費★ 328
							◎母子福祉対策費 9,462
							○母子自立支援事業費★ 9,462
							◎母子生活支援施設費 101
							◎児童手当等支給事務費 14,423
							◎ファミリーサポートセンター事業費 28
							○ファミリーサポートセンター事業費★ 28
							◎地域子育て支援センター費 297

3款 民生費



## (款) 3 民生費

## (項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 保育費	12,047,657	△180,953	11,866,704	特定財源	△75,138	18 負担金補助 及び交付金	△195,982	◎児童福祉総務費	△61,280
				国・県 一般財源	△75,138 △105,815			22 償還金利子 及び割引料	15,029
	特定財源の内訳							◎民間認可保育所費	150,628
				(国) 子育てのための施設等利用給付交付金	△75,000			○特定教育・保育施 設等補助事業費★	1,950
				(国) 子どものための教育・保育給付交付金	68,069			○民間認可保育所延 長保育事業費★	763
				(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金	△39,155			◎認可外保育施設費	△49,605
				(国) こども政策推進事業費国庫補助金	1,550			○認可外保育施設支 援事業費★	375
				(県) 子育てのための施設等利用給付費県負担金	△37,500			◎特別保育推進事業費	12,545
				(県) 子どものための教育・保育給付費県負担金	29,316			○一時預かり事業費 ★	3,135
				(県) 保育対策総合支援事業費県補助金	△6,664			○病児・病後児保育 事業費★	9,410
				(県) 施設型給付費地方単独費県補助金	△19,354			◎私立幼稚園費	△233,241
				(県) 病児保育広域運営支援事業費県補助金	3,600			○私立幼稚園運営費 補助事業費★	△7,800

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 児童障害福祉費	1,846,210	3,579	1,849,789	特定財源	2,629	18 負担金補助 及び交付金	3,579	◎心身障害児福祉費	3,579
				国・県 一般財源	2,629 950				
特定財源の内訳									
(国) 障害者総合支援事業費国庫補助金					729				
(国) こども政策推進事業費国庫補助金					1,900				
計	24,637,451	△132,876	24,504,575	特定財源	△44,110				
				国・県	△58,087				
				その他	13,977				
				一般財源	△88,766				

## (款) 3 民生費

## (項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	5,936,330	91,097	6,027,427	特定財源	3,079	22 償還金利子 及び割引料	91,097	◎生活保護事務費	2,418
				国・県 一般財源	3,079 88,018			○被保護者就労支援 事業費★	638
								◎生活扶助費	88,679

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	特定財源の内訳 (国) 生活保護費等国庫負担金			3,079			
計	5,936,330	91,097	6,027,427	特定財源 3,079 国・県 3,079 一般財源 88,018			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	340,835	7	340,842	一般財源 7	3 職員手当等	7	◎職員給与費 7
2 保健所健康政策費	378,392	0	378,392	特定財源 3,032 国・県 3,032 一般財源 △3,032			◎休日・夜間急病センター費 0 ○休日・夜間急病センター運営事業費★ 0
	特定財源の内訳 (県) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 県補助金			3,032			
5 保健所生活衛生費	192,995	216	193,211	一般財源 216	3 職員手当等	216	◎職員給与費 216

3款 民生費

4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
6 保健所検査費	98,112	△1,827	96,285	一般財源 △1,827	17 備品購入費	△1,827	◎保健所検査費 △1,827
7 食肉衛生検査費	171,777	51	171,828	特定財源 △123	3 職員手当等	420	◎職員給与費 420
				国・県 △123 一般財源 174	17 備品購入費	△369	◎食肉衛生検査費 △369
特定財源の内訳							
(国) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金				△123			
8 母子保健衛生費	908,788	7,133	915,921	一般財源 7,133	22 償還金利子及び割引料	7,133	◎母子医療対策事業費 547 ◎母子保健推進活動費 6,586 ○妊産婦健康診査事業費★ 3,048 ○産後ケア事業費★ 3 ○子育て世代包括支援センター事業費★ 1,018 ○妊娠・出産包括支援事業費★ 1,106
9 環境政策費	653,853	14,243	668,096	特定財源 14,243	24 積立金	14,243	◎環境基金費 14,243
				その他 14,243			
特定財源の内訳							
(他) こおりやま応援寄附金				14,243			

4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	8,844,747	19,823	8,864,570	特定財源 17,152 国・県 2,909 その他 14,243 一般財源 2,671			

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	3,984,479	△135,900	3,848,579	特定財源 △19,101	7 報償費	△6,900	◎清掃管理費 △2,000
				その他 △19,101	10 需用費	△62,000	◎ごみ収集費 △65,000
				一般財源 △116,799	12 委託料	△67,000	◎ごみの減量と資源再 利用推進事業費 △6,900
				特定財源の内訳 (他) ごみ焼却処分手数料 △24,400 (他) クリーンセンター余剰電力売却収入 5,299			◎富久山クリーンセン ター費 △19,000
							◎河内クリーンセンタ ー費 0
							◎衛生処理センター費 △43,000
計	3,984,479	△135,900	3,848,579	特定財源 △19,101 その他 △19,101 一般財源 △116,799			

4款 衛生費

## (款) 5 労働費

## (項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	133,030	1,529	134,559	一般財源 1,529	18 負担金補助 及び交付金	1,529	◎労働福祉会館費 1,529
計	134,410	1,529	135,939	一般財源 1,529			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 農業政策費	488,108	△2,088	486,020	一般財源 △2,088	18 負担金補助 及び交付金	△2,088	◎農村中核施設黒石荘 費 31 ◎制度資金利子補給事 業費 △2,200 ○農業制度資金利子 補給事業費★ △2,200 ◎緑地等管理中央セン ター費 81
3 農業振興費	651,688	△1,575	650,113	特定財源 △3,049 国・県 △3,049 一般財源 1,474	18 負担金補助 及び交付金	△1,575	◎畜産経営改善対策費 △3,049 ○畜産経営改善事業 費★ △3,049 ◎畜産振興センター費 1,474

5款 労働費

6款 農林水産業費

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 農業振興費	特定財源の内訳 (県) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費県補助金								
4 農地費	2,518,591	70,692	2,589,283	特定財源 国・県 市債 一般財源	70,800 62,000 8,800 △108	12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	62,002 8,690	◎農道水路等費 ○農業用施設整備事 業費★ ◎ほ場整備事業費 ○県営ほ場整備事業 費★	61,530 66,952 9,162 9,162
	特定財源の内訳 (県) 農村地域防災減災事業費県補助金 (市債) 農業農村整備事業債				62,000 8,800				
計	4,956,653	67,029	5,023,682	特定財源 国・県 市債 一般財源	67,751 58,951 8,800 △722				

6款 農林水産業費

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	396,019	250	396,269	一般財源 250	18 負担金補助 及び交付金	250	◎森林公園費 250
計	396,019	250	396,269	一般財源 250			

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光物産費	807,386	34,951	842,337	一般財源 34,951	18 負担金補助 及び交付金	34,951	◎郡山ユラックス熱海 費 34,951
3 産業創出費	1,143,597	△70,000	1,073,597	一般財源 △70,000	18 負担金補助 及び交付金	△70,000	◎企業誘導費 △70,000 ○企業立地促進助成 事業費★ △70,000
計	6,411,779	△35,049	6,376,730	一般財源 △35,049			

6款 農林水産業費

7款 商工費



## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 道路建設費	1,213,733	△276,517	937,216	特定財源	△147,801	12 委託料	△8,340	◎道路費 ○幹線道路新設改良 舗装事業費★ ○通学路安全対策事 業費★	△276,517  △276,517  0
				国・県	△78,601	14 工事請負費	△31,950		
				市債	△69,200	16 公有財産購 入費	△29,643		
				一般財源	△128,716	21 補償補填及 び賠償金	△206,584		
				特定財源の内訳					
(国) 社会資本整備総合交付金			△69,119						
(国) 防災・安全交付金			△9,482						
(市債) 道路整備事業債			△69,200						
2 道路維持費	3,569,026	82,699	3,651,725	特定財源	82,536	12 委託料	9,040	◎道路費 ○道路ストック整備 事業費★ ○通学路安全対策事 業費★ ◎橋りょう費 ○橋りょう長寿命化 事業費★	49,915  34,962  14,953  32,784  32,784
				国・県	43,736	14 工事請負費	73,659		
				市債	38,800				
				一般財源	163				
				特定財源の内訳					
(国) 防災・安全交付金			25,705						
(国) 道路更新防災等対策事業費国庫補助金			18,031						
(市債) 道路整備事業債			38,800						
計	4,979,283	△193,818	4,785,465	特定財源	△65,265				
				国・県	△34,865				
				市債	△30,400				
				一般財源	△128,553				

8款 土木費

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 河川費	1,013,957	1,109,000	2,122,957	特定財源	1,108,000	12 委託料	26,100	◎河川費 1,096,000 ○準用河川改修事業費★ 1,096,000 ◎急傾斜地崩壊対策事業費 13,000
				国・県	365,000	14 工事請負費	1,048,700	
				市債	743,000	16 公有財産購入費	3,000	
				一般財源	1,000	18 負担金補助及び交付金	26,500	
						21 補償補填及び賠償金	4,700	
	特定財源の内訳							
	(国) 防災・安全交付金			365,000				
	(市債) 河川整備事業債			743,000				
計	1,013,957	1,109,000	2,122,957	特定財源	1,108,000			
				国・県	365,000			
				市債	743,000			
				一般財源	1,000			

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 街路費	1,265,201	17	1,265,218	特定財源	500	18 負担金補助及び交付金	17	◎県営事業負担金 17
				市債	500			
				一般財源	△483			

8款 土木費

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 街路費	特定財源の内訳 (市債) 街路整備事業債			500			
4 土地区画整理費	1,145,219	1,427	1,146,646	一般財源 1,427	27 繰出金	1,427	◎土地区画整理費 1,427
5 公園費	1,691,766	7,754	1,699,520	一般財源 7,754	18 負担金補助及び交付金	7,754	◎郡山カルチャーパーク費 6,769 ◎21世紀公園費 51 ◎平成記念郡山こどものもり公園費 291 ◎その他指定管理公園費 643
6 史跡公園費	80,412	271	80,683	一般財源 271	18 負担金補助及び交付金	271	◎大安場史跡公園費 271
7 公共下水道費	5,172,372	58,868	5,231,240	一般財源 58,868	23 投資及び出資金	58,868	◎公共下水道費 58,868
計	11,011,943	68,337	11,080,280	特定財源 500 市債 500 一般財源 67,837			

8款 土木費

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 消防防災費	3,753,464	△9,840	3,743,624	特定財源	△4,818	17 備品購入費	△807	◎消防力整備基金費	△33
				市債	△6,400	18 負担金補助 及び交付金	△9,000	◎消防施設費	△9,807
				その他	1,582	24 積立金	△33	○消防力整備事業費	
				一般財源	△5,022			★	△9,807
	特定財源の内訳								
				(市債) 消防防災設備整備事業債	△6,400				
				(他) 消防力整備基金利子	△33				
				(他) 消防団員安全装備品整備事業助成金	1,615				
計	3,776,373	△9,840	3,766,533	特定財源	△4,818				
				市債	△6,400				
				その他	1,582				
				一般財源	△5,022				

9款 消防費

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	1,007,813	△30,156	977,657	特定財源	135	11 役務費	△589	◎指導事業費	△9,315
				その他	135	13 使用料及び 賃借料	△17,702	○小中学校英語教育 推進事業費★	△9,315
				一般財源	△30,291	18 負担金補助 及び交付金	△12,000	◎学校全国大会参加支 援事業費	△12,000
				特定財源の内訳 (他) 奨学資金給与費寄附金		135	24 積立金	135	○小中学校の全国音 楽祭参加支援事業費 ★
								◎奨学資金費	135
								◎小学校教授費	△6,831
								◎中学校教授費	△2,145
2 学校管理費	4,796,459	△13,942	4,782,517	一般財源	△13,942	13 使用料及び 賃借料	△9,742	◎学校体育振興費	△13,942
						18 負担金補助 及び交付金	△4,200	○中学校体育大会支 援事業費★	△4,200
3 学校施設費	2,898,252	0	2,898,252	特定財源	△3,328			◎小学校施設費	0
				国・県	△14,028			○小学校長寿命化改 修事業費★	0
				市債	10,700				
				一般財源	3,328				
				特定財源の内訳 (国) 小学校学校施設環境改善交付金					△14,028

10款 教育費

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 学校施設費	(市債) 小学校教育施設等整備事業債			10,700			
計	9,439,090	△44,098	9,394,992	特定財源 △3,193 国・県 △14,028 市債 10,700 その他 135 一般財源 △40,905			

## (款) 10 教育費

## (項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,274,172	539	1,274,711	一般財源 539	18 負担金補助 及び交付金	539	◎青少年会館費 284 ◎少年湖畔の村費 255
3 文化振興費	4,345,210	46,451	4,391,661	特定財源 800	12 委託料	△6,507	◎市民文化センター費 34,573
				その他 800	18 負担金補助 及び交付金	52,158	◎ふれあい科学館費 17,534 ◎開成館費 51
				一般財源 45,651	24 積立金	800	◎歴史資料館費 △3,275 ○(仮称)歴史情報 ・公文書館施設整備 事業費★ △3,275
				特定財源の内訳 (他)こおりやま応援寄附金 595 (他)文化体育振興寄附金 205			◎文化財保護費 △3,232

10款 教育費

## (款) 10 教育費

## (項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費							○歴史資料保存整備 事業費★ <span style="float:right">△3,232</span> ◎文化体育振興基金費 <span style="float:right">800</span>
計	6,415,484	46,990	6,462,474	特定財源 800 その他 800 一般財源 46,190			

## (款) 10 教育費

## (項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振興費	4,425,841	837,196	5,263,037	特定財源 766,020 国・県 383,010 市債 344,700 その他 38,310 一般財源 71,176	18 負担金補助 及び交付金	837,196	◎体育館費 766,020 ○スポーツ施設リノ ベーション事業費★ 766,020 ◎屋内水泳場費 23,237 ◎アイスアリーナ費 11,477 ◎磐梯熱海スポーツパ ーク費 36,146 ◎西部地区体育施設費 316
	特定財源の内訳						
	(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金			383,010			
	(市債) 保健体育施設整備事業債			344,700			
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金			38,310			

10款 教育費

## (款) 10 教育費

## (項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,425,841	837,196	5,263,037	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	766,020 383,010 344,700 38,310 71,176		

## (款) 14 予備費

## (項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	393,537	3,876	397,413	一般財源	3,876		
計	393,537	3,876	397,413	一般財源	3,876		

10款 教育費

14款 予備費



給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,852	50,237	
	議 員	38	269,076		81,117 (3.35)		350,193	81,648	431,841	
	その他の 特別職	5,226	208,704	17,100	5,729 (3.35)		231,533	3,004	234,537	
	計	5,267	477,780	51,096	98,235 (3.35)		627,111	89,504	716,615	
補 正 前	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,852	50,237	
	議 員	38	269,076		81,117 (3.35)		350,193	81,648	431,841	
	その他の 特別職	5,293	210,101	17,100	5,729 (3.35)		232,930	3,004	235,934	
	計	5,334	479,177	51,096	98,235 (3.35)		628,508	89,504	718,012	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特別職	△ 67	△ 1,397	0	0 (0.00)		△ 1,397	0	△ 1,397	
	計	△ 67	△ 1,397	0	0 (0.00)		△ 1,397	0	△ 1,397	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,997) 1,899	2,473,032	7,730,043	4,928,856	15,131,931	3,172,754	18,304,685	
補正前	(1,997) 1,899	2,473,032	7,730,043	4,929,292	15,132,367	3,172,754	18,305,121	
比較	( 0) 0	0	0	△ 436	△ 436	0	△ 436	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	184,270	174,100	127,076	26,905	682,054	29,587	100
	補 正 前	184,270	174,100	127,076	26,905	683,133	29,587	100
	比 較	0	0	0	0	△ 1,079	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,076,730	1,254,880	130	2,376	284,099	8,261	65
	補 正 前	2,076,730	1,254,880	130	2,376	284,099	7,618	65
	比 較	0	0	0	0	0	643	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	17,676			547	60,000		
	補 正 前	17,676			547	60,000		
	比 較	0			0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				計 (千円)
補 正 後	( 16) 1,780		7,182,900	4,383,207	11,566,107	2,539,129	14,105,236	
補 正 前	( 16) 1,780		7,182,900	4,383,643	11,566,543	2,539,129	14,105,672	
比 較	( 0) 0		0	△ 436	△ 436	0	△ 436	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	184,270	154,548	127,076	25,215	678,114	29,517	100
	補 正 前	184,270	154,548	127,076	25,215	679,193	29,517	100
	比 較	0	0	0	0	△ 1,079	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,556,333	1,254,880	130	2,376	284,099	8,261	65
	補 正 前	1,556,333	1,254,880	130	2,376	284,099	7,618	65
	比 較	0	0	0	0	0	643	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	17,676			547	60,000		
	補 正 前	17,676			547	60,000		
	比 較	0			0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職 員 手 当	△ 436	制度改正に伴う増減分	643	初任給調整手当 643
		その他の増減分	△ 1,079	

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(廃止)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
障がい福祉施設再整備事業アドバイザー業務委託料	15,980			令和 5年度 令和 6年度	15,980				15,980
	—			—	—				—

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	31,987,831	37,752,033	補正前の額	9,829,900	3,190,735	補正前の額	44,391,198
			補正額	847,700		補正額	847,700
			補正後の額	10,677,600		補正後の額	45,238,898
(2) 民生	1,173,721	1,229,339	補正前の額	230,000	196,631	補正前の額	1,262,708
			補正額	△ 223,200		補正額	△ 223,200
			補正後の額	6,800		補正後の額	1,039,508
(5) 農林水産業	496,473	1,515,279	補正前の額	1,855,400	54,746	補正前の額	3,315,933
			補正額	8,800		補正額	8,800
			補正後の額	1,864,200		補正後の額	3,324,733
(7) 土木	10,580,008	12,960,029	補正前の額	2,828,800	1,088,706	補正前の額	14,700,123
			補正額	713,100		補正額	713,100
			補正後の額	3,541,900		補正後の額	15,413,223
(8) 消防	1,138,455	1,075,859	補正前の額	74,400	183,647	補正前の額	966,612
			補正額	△ 6,400		補正額	△ 6,400
			補正後の額	68,000		補正後の額	960,212
(9) 教育	12,149,961	13,198,557	補正前の額	4,517,800	927,322	補正前の額	16,789,035
			補正額	355,400		補正額	355,400
			補正後の額	4,873,200		補正後の額	17,144,435
合 計	85,913,032	90,818,840	補正前の額	11,521,200	7,696,998	補正前の額	94,643,042
			補正額	847,700		補正額	847,700
			補正後の額	12,368,900		補正後の額	95,490,742

一般会計

令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ285,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,500,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		19,687,510	264,633	19,952,143
	1 県補助金	19,687,510	264,633	19,952,143
4 財産収入		9	9	18
	1 財産運用収入	9	9	18
5 繰入金		3,185,328	20,628	3,205,956
	1 他会計繰入金	2,856,847	20,628	2,877,475
歳 入	合 計	29,215,358	285,270	29,500,628



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		19,549,497	276,244	19,825,741
	1 療養諸費	17,145,099	128,327	17,273,426
	2 高額療養費	2,280,880	147,917	2,428,797
4 保健事業費		375,582	△15,252	360,330
	1 特定健康診査等事業費	276,815	△15,252	261,563
5 基金積立金		1,104,957	10	1,104,967
	1 基金積立金	1,104,957	10	1,104,967
6 諸支出金		56,799	632	57,431
	1 償還金及び還付加算金	56,799	632	57,431
7 予備費		201,633	23,636	225,269
	1 予備費	201,633	23,636	225,269
歳 出	合 計	29,215,358	285,270	29,500,628

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,141,739	0	5,141,739
2 国庫支出金	4,907	0	4,907
3 県支出金	19,687,510	264,633	19,952,143
4 財産収入	9	9	18
5 繰入金	3,185,328	20,628	3,205,956
6 繰越金	1,104,946	0	1,104,946
7 諸収入	90,919	0	90,919
歳入合計	29,215,358	285,270	29,500,628

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	654,976	0	654,976				
2 保険給付費	19,549,497	276,244	19,825,741	264,633		11,611	
3 国民健康保険事業費納付金	7,271,914	0	7,271,914			9,017	△9,017
4 保健事業費	375,582	△15,252	360,330				△15,252
5 基金積立金	1,104,957	10	1,104,967			9	1
6 諸支出金	56,799	632	57,431				632
7 予備費	201,633	23,636	225,269				23,636
歳出合計	29,215,358	285,270	29,500,628	264,633		20,637	

## 2 歳入

### (款) 3 県支出金

#### (項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,675,803	264,633	19,940,436	1 普通交付金	264,633	療養給付費等県交付金 264,633
計	19,687,510	264,633	19,952,143			

### (款) 4 財産収入

#### (項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	9	9	18	1 利子及び配当金	9	国民健康保険事業財政調整基金利子 9
計	9	9	18			

### (款) 5 繰入金

#### (項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,856,847	20,628	2,877,475	1 保険基盤安定繰入金	△ 36,780	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) △ 25,108 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) △ 11,672

国民健康保険特別会計

## (款) 5 繰入金

## (項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金				2 未就学児均等割保険税繰入金	△ 1,277	未就学児均等割保険税繰入金 △ 1,277
				5 財政安定化支援事業繰入金	47,074	財政安定化支援事業繰入金 47,074
				6 その他一般会計繰入金	11,611	その他一般会計繰入金 11,611
計	2,856,847	20,628	2,877,475			

### 3 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 一般被保険者療養給付費	16,909,505	128,327	17,037,832	特定財源	128,327	18 負担金補助及び交付金	128,327	◎一般被保険者療養給付費（保険者負担分） 128,327
				国・県 その他	116,716 11,611			
特定財源の内訳								
(県) 療養給付費等県交付金					116,716			
(他) その他一般会計繰入金					11,611			
計	17,145,099	128,327	17,273,426	特定財源	128,327			
				国・県 その他	116,716 11,611			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 一般被保険者高額療養費	2,278,530	147,113	2,425,643	特定財源	147,113	18 負担金補助及び交付金	147,113	◎一般被保険者高額療養費 147,113
				国・県	147,113			
特定財源の内訳								
(県) 療養給付費等県交付金					147,113			

国民健康保険特別会計

## (款) 2 保険給付費

## (項) 2 高額療養費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 一般被保険者高額介護合算療養費	2,000	804	2,804	特定財源 国・県	804 804	18 負担金補助及び交付金	804	◎一般被保険者高額介護合算療養費 804
	特定財源の内訳 (県)療養給付費等県交付金				804			
計	2,280,880	147,917	2,428,797	特定財源 国・県	147,917 147,917			

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般被保険者医療給付費分	4,978,765	0	4,978,765	特定財源 その他 一般財源	19,595 19,595 △19,595			◎一般被保険者医療給付費分 0
	特定財源の内訳							
	(他)保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)				△17,765			
	(他)保険基盤安定繰入金(保険者支援分)				△8,766			
	(他)未就学児均等割保険税繰入金				△948			
	(他)財政安定化支援事業繰入金				47,074			

国民健康保険特別会計



## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,978,765	0	4,978,765	特定財源 19,595 その他 19,595 一般財源 △19,595			

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,698,648	0	1,698,648	特定財源 △8,573 その他 △8,573 一般財源 8,573			◎一般被保険者後期高齢者支援金等分 0
	特定財源の内訳						
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)			△6,157			
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			△2,087			
	(他) 未就学児均等割保険税繰入金			△329			
計	1,698,648	0	1,698,648	特定財源 △8,573 その他 △8,573 一般財源 8,573			

国民健康保険特別会計

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	594,501	0	594,501	特定財源 $\Delta 2,005$ その他 $\Delta 2,005$ 一般財源 2,005			◎介護納付金分 0
	特定財源の内訳						
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) $\Delta 1,186$						
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) $\Delta 819$						
計	594,501	0	594,501	特定財源 $\Delta 2,005$ その他 $\Delta 2,005$ 一般財源 2,005			

## (款) 4 保健事業費

## (項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 特定健康診査等事業費	276,815	$\Delta 15,252$	261,563	一般財源 $\Delta 15,252$	12 委託料	$\Delta 15,252$	◎特定健康診査等事業費 $\Delta 15,252$ ○特定健康診査事業費★ $\Delta 15,252$
計	276,815	$\Delta 15,252$	261,563	一般財源 $\Delta 15,252$			

国民健康保険特別会計

## (款) 5 基金積立金

## (項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 基金積立金	1,104,957	10	1,104,967	特定財源	9	24 積立金	10	◎国民健康保険事業財政調整基金費	10
				その他					
				一般財源	1				
	特定財源の内訳								
	(他) 国民健康保険事業財政調整基金利子				9				
計	1,104,957	10	1,104,967	特定財源	9				
				その他	9				
				一般財源	1				

## (款) 6 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
5 償還金	10,359	632	10,991	一般財源	632	22 償還金利子及び割引料	632	◎県支出金返還金	362
								◎国庫支出金返還金	270
計	56,799	632	57,431	一般財源	632				

国民健康保険特別会計

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	201,633	23,636	225,269	一般財源	23,636		
計	201,633	23,636	225,269	一般財源	23,636		

令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46,842千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,930,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,989,047	35,412	3,024,459
	1 後期高齢者医療保険料	2,989,047	35,412	3,024,459
2 繰入金		863,425	11,430	874,855
	1 他会計繰入金	863,425	11,430	874,855
歳入	合計	3,883,616	46,842	3,930,458

後期高齢者医療特別会計

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		3,751,880	46,842	3,798,722
	1 広域連合納付金	3,751,880	46,842	3,798,722
歳出	合計	3,883,616	46,842	3,930,458

# 予 算 に 関 す る 説 明 書



1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,989,047	35,412	3,024,459
2 繰入金	863,425	11,430	874,855
3 繰越金	10,773	0	10,773
4 諸収入	20,371	0	20,371
歳入合計	3,883,616	46,842	3,930,458

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	111,202	0	111,202				
2 広域連合納付金	3,751,880	46,842	3,798,722			46,842	
3 保健事業費	10,024	0	10,024				
4 諸支出金	10,510	0	10,510				
歳出合計	3,883,616	46,842	3,930,458			46,842	

## 2 歳入

### (款) 1 保険料

#### (項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	2,989,047	35,412	3,024,459	1 現年度分特別徴収保険料	△ 34,495	現年度分特別徴収保険料 △ 34,495
				2 現年度分普通徴収保険料	69,907	現年度分普通徴収保険料 69,907
計	2,989,047	35,412	3,024,459			

### (款) 2 繰入金

#### (項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	863,425	11,430	874,855	3 保険基盤安定繰入金	11,430	保険基盤安定繰入金 11,430
計	863,425	11,430	874,855			

後期高齢者医療特別会計

### 3 歳出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 広域連合納付金	3,751,880	46,842	3,798,722	特定財源	46,842	18 負担金補助 及び交付金	46,842	◎広域連合納付金 46,842	
				その他	46,842				
				特定財源の内訳					
				(他) 現年度分特別徴収保険料	△34,495				
	(他) 現年度分普通徴収保険料	69,907							
	(他) 保険基盤安定繰入金	11,430							
計	3,751,880	46,842	3,798,722	特定財源	46,842				
				その他	46,842				

令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,226,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		6,183,493	8,225	6,191,718
	1 国庫負担金	4,724,004	7,000	4,731,004
	2 国庫補助金	1,459,489	1,225	1,460,714
3 支払基金交付金		7,267,046	9,450	7,276,496
	1 支払基金交付金	7,267,046	9,450	7,276,496
4 県支出金		3,982,689	4,375	3,987,064
	1 県負担金	3,742,936	4,375	3,747,311
6 繰入金		5,282,110	12,950	5,295,060
	1 一般会計繰入金	4,511,216	4,375	4,515,591
	2 基金繰入金	770,894	8,575	779,469
歳入	合計	29,191,900	35,000	29,226,900

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		26,039,329	35,000	26,074,329
	1 介護サービス等諸費	24,712,558	35,000	24,747,558
歳 出	合 計	29,191,900	35,000	29,226,900

# 予 算 に 関 す る 説 明 書



# 1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	5,693,764	0	5,693,764
2 国庫支出金	6,183,493	8,225	6,191,718
3 支払基金交付金	7,267,046	9,450	7,276,496
4 県支出金	3,982,689	4,375	3,987,064
5 財産収入	425	0	425
6 繰入金	5,282,110	12,950	5,295,060
7 繰越金	781,898	0	781,898
8 諸収入	475	0	475
歳入合計	29,191,900	35,000	29,226,900

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	724,962	0	724,962				
2 保険給付費	26,039,329	35,000	26,074,329	12,600		22,400	
3 地域支援事業費	1,550,387	0	1,550,387				
4 基金積立金	456,588	0	456,588				
5 諸支出金	390,634	0	390,634				
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	29,191,900	35,000	29,226,900	12,600		22,400	

## 2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	4,724,004	7,000	4,731,004	1 現年度分介護給付費負担金	7,000	現年度分介護給付費国庫負担金 7,000
計	4,724,004	7,000	4,731,004			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	944,568	1,225	945,793	1 現年度分調整交付金	1,225	現年度分調整交付金 1,225
計	1,459,489	1,225	1,460,714			

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	7,030,619	9,450	7,040,069	1 現年度分介護給付費交付金	9,450	現年度分介護給付費交付金 9,450

介護保険特別会計

## (款) 3 支払基金交付金

## (項) 1 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	7,267,046	9,450	7,276,496			

## (款) 4 県支出金

## (項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	3,742,936	4,375	3,747,311	1 現年度分介護給付費負担金	4,375	現年度分介護給付費県負担金 4,375
計	3,742,936	4,375	3,747,311			

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	3,254,916	4,375	3,259,291	1 現年度分介護給付費繰入金	4,375	現年度分介護給付費繰入金 4,375
計	4,511,216	4,375	4,515,591			

介護保険特別会計

## (款) 6 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付費準備基金繰入金	770,894	8,575	779,469	1 介護保険給付費準備基金繰入金	8,575	介護保険給付費準備基金繰入金 8,575
計	770,894	8,575	779,469			

介護保険特別会計

### 3 歳出

#### (款) 2 保険給付費

#### (項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 介護予防サービス諸費	530,475	35,000	565,475	特定財源	35,000	18 負担金補助 及び交付金	35,000	◎介護予防サービス給 付費 27,000 ◎介護予防サービス計 画給付費 8,000
				国・県 その他	12,600 22,400			
特定財源の内訳								
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金	7,000			
				(国) 現年度分調整交付金	1,225			
				(県) 現年度分介護給付費県負担金	4,375			
				(他) 現年度分介護給付費交付金	9,450			
				(他) 現年度分介護給付費繰入金	4,375			
				(他) 介護保険給付費準備基金繰入金	8,575			
計	24,712,558	35,000	24,747,558	特定財源	35,000			
				国・県	12,600			
				その他	22,400			

令和5年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ242,541千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		2,779	△2,386	393
	1 使用料	2,778	△2,386	392
2 保留地処分金		77,145	△77,145	0
	1 保留地処分金	77,145	△77,145	0
3 清算金収入		200,881	△200,881	0
	1 清算金収入	200,881	△200,881	0
5 繰入金		0	37,871	37,871
	1 一般会計繰入金	0	37,871	37,871
歳 入	合 計	280,806	△242,541	38,265



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		79,925	△41,660	38,265
	1 土地区画整理事業費	79,925	△41,660	38,265
2 土地区画整理清算金		200,881	△200,881	0
	1 土地区画整理清算金	200,881	△200,881	0
歳 出	合 計	280,806	△242,541	38,265

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	2,779	△2,386	393
2 保留地処分金	77,145	△77,145	0
3 清算金収入	200,881	△200,881	0
4 諸収入	1	0	1
5 繰入金	0	37,871	37,871
歳入合計	280,806	△242,541	38,265

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	79,925	△41,660	38,265			△41,660	
2 土地区画整理清算金	200,881	△200,881	0			△200,881	
歳出合計	280,806	△242,541	38,265			△242,541	

## 2 歳入

### (款) 1 使用料及び手数料

#### (項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	2,778	△ 2,386	392	1 使用料	△ 2,386	施行者管理地使用料 △ 2,386
計	2,778	△ 2,386	392			

### (款) 2 保留地処分金

#### (項) 1 保留地処分金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保留地処分金	77,145	△ 77,145	0	1 保留地処分金	△ 77,145	保留地処分金 △ 77,145
計	77,145	△ 77,145	0			

### (款) 3 清算金収入

#### (項) 1 清算金収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 清算金収入	200,881	△ 200,881	0	1 土地区画整理清算金	△ 200,881	土地区画整理清算金徴収金 △ 200,881
計	200,881	△ 200,881	0			

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	0	37,871	37,871	1 一般会計繰入金	37,871	一般会計繰入金 37,871
計	0	37,871	37,871			

### 3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 事業費	79,925	△41,660	38,265	特定財源	△41,660	11 役務費	△1,700	◎土地区画整理事業費 ○土地区画整理事業費★ △41,660	
				その他	△41,660	12 委託料	△2,000		
				特定財源の内訳			27 繰出金		△37,960
				(他) 施行者管理地使用料	△2,386				
				(他) 保留地処分金	△77,145				
				(他) 一般会計繰入金	37,871				
計	79,925	△41,660	38,265	特定財源	△41,660				
				その他	△41,660				

(款) 2 土地区画整理清算金

(項) 1 土地区画整理清算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 土地区画整理清算金	200,881	△200,881	0	特定財源	△200,881	21 補償補填及び賠償金	△200,881	◎土地区画整理清算金 △200,881
				その他	△200,881			
				特定財源の内訳				
				(他) 土地区画整理清算金徴収金	△200,881			
計	200,881	△200,881	0	特定財源	△200,881			
				その他	△200,881			

富田第二土地区画整理事業特別会計

令和5年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ683,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		1,728	△1,727	1
	1 使用料	1,727	△1,727	0
2 国庫支出金		80,975	17,500	98,475
	1 国庫補助金	80,975	17,500	98,475
3 繰入金		466,896	△7,273	459,623
	1 一般会計繰入金	466,896	△7,273	459,623
5 市債		107,800	17,500	125,300
	1 市債	107,800	17,500	125,300
歳 入	合 計	657,400	26,000	683,400

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		574,715	26,000	600,715
	1 土地区画整理事業費	574,715	26,000	600,715
歳 出	合 計	657,400	26,000	683,400

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 208,586

第 3 表 地 方 債 補 正  
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 107,800		%		千円 125,300		%	
合 計	107,800				125,300			

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1,728	△1,727	1
2 国庫支出金	80,975	17,500	98,475
3 繰入金	466,896	△7,273	459,623
4 諸収入	1	0	1
5 市債	107,800	17,500	125,300
歳入合計	657,400	26,000	683,400

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	574,715	26,000	600,715	17,500	17,500	△9,000	
2 公債費	82,685	0	82,685				
歳出合計	657,400	26,000	683,400	17,500	17,500	△9,000	

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

## 2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	1,727	△ 1,727	0	1 使用料	△ 1,727	施行者管理地使用料 △ 1,727
計	1,727	△ 1,727	0			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	80,975	17,500	98,475	1 土地区画整理事業費国庫補助金	17,500	社会資本整備総合交付金 17,500
計	80,975	17,500	98,475			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	466,896	△ 7,273	459,623	1 一般会計繰入金	△ 7,273	一般会計繰入金 △ 7,273
計	466,896	△ 7,273	459,623			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計



(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	107,800	17,500	125,300	1 土地区画整理事業債	17,500	都市計画事業債 17,500
計	107,800	17,500	125,300			

### 3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	574,715	26,000	600,715	特定財源	26,000	11 役務費	△1,000	◎土地区画整理事業費 26,000 ○土地区画整理事業費★ 26,000
				国・県	17,500	12 委託料	△2,000	
				市債	17,500	14 工事請負費	29,000	
				その他	△9,000			
特定財源の内訳								
				(国) 社会資本整備総合交付金	17,500			
				(市債) 都市計画事業債	17,500			
				(他) 施行者管理地使用料	△1,727			
				(他) 一般会計繰入金	△7,273			
計	574,715	26,000	600,715	特定財源	26,000			
				国・県	17,500			
				市債	17,500			
				その他	△9,000			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	939,732	1,533,725	補正前の額	107,800	74,354	補正前の額	1,567,171
			補正額	17,500		補正額	17,500
			補正後の額	125,300		補正後の額	1,584,671
合 計	939,732	1,533,725	補正前の額	107,800	74,354	補正前の額	1,567,171
			補正額	17,500		補正額	17,500
			補正後の額	125,300		補正後の額	1,584,671

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

令和5年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ31,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ796,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金		435,536	△31,500	404,036
	1 一般会計繰入金	435,536	△31,500	404,036
歳 入	合 計	827,885	△31,500	796,385

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		779,295	△31,500	747,795
	1 土地区画整理事業費	779,295	△31,500	747,795
歳 出	合 計	827,885	△31,500	796,385

徳定土地区画整理事業特別会計

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 289,791

# 予 算 に 関 す る 説 明 書



1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	73,000	0	73,000
2 使用料及び手数料	128	0	128
3 国庫支出金	125,820	0	125,820
4 繰入金	435,536	△31,500	404,036
5 諸収入	1	0	1
6 市債	193,400	0	193,400
歳入合計	827,885	△31,500	796,385

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	779,295	△31,500	747,795			△31,500	
2 公債費	48,590	0	48,590				
歳出合計	827,885	△31,500	796,385			△31,500	

徳定土地区画整理事業特別会計

2 歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	435,536	△ 31,500	404,036	1 一般会計繰入金	△ 31,500	一般会計繰入金 △ 31,500
計	435,536	△ 31,500	404,036			

### 3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 事業費	779,295	△31,500	747,795	特定財源	△31,500	11 役務費	△1,500	◎土地区画整理事業費 △31,500 ○土地区画整理事業費★ △31,500
				その他	△31,500	21 補償補填及び賠償金	△30,000	
	特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金				△31,500			
計	779,295	△31,500	747,795	特定財源	△31,500			
				その他	△31,500			

徳定土地区画整理事業特別会計

令和5年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		2,715	△2,329	386
	1 使用料	2,714	△2,329	385
3 繰入金		158,046	2,329	160,375
	1 一般会計繰入金	158,046	2,329	160,375
歳入	合計	493,262	0	493,262

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 247,816

# 予 算 に 関 す る 説 明 書



1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	2,715	△2,329	386
2 国庫支出金	175,000	0	175,000
3 繰入金	158,046	2,329	160,375
4 諸収入	1	0	1
5 市債	157,500	0	157,500
歳入合計	493,262	0	493,262

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	475,457	0	475,457				
2 公債費	17,805	0	17,805				
歳出合計	493,262	0	493,262				

## 2 歳入

### (款) 1 使用料及び手数料

#### (項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	2,714	△ 2,329	385	1 使用料	△ 2,329	行政財産使用料 △ 1,859 施行者管理地使用料 △ 470
計	2,714	△ 2,329	385			

### (款) 3 繰入金

#### (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	158,046	2,329	160,375	1 一般会計繰入金	2,329	一般会計繰入金 2,329
計	158,046	2,329	160,375			

### 3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	475,457	0	475,457				◎土地区画整理事業費 0
	特定財源の内訳						○土地区画整理事業費★ 0
				(他) 行政財産使用料	△1,859		
				(他) 施行者管理地使用料	△470		
				(他) 一般会計繰入金	2,329		
計	475,457	0	475,457				

大町土地区画整理事業特別会計

令和5年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第1条 継続費の変更は、「第1表継続費補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 継 続 費 補 正  
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 工業団地開発事業費	2 工業団地造成事業費	西部第一工業団地造成事業 (第2期工区)	千円 6,042,067	4	千円 1,351,510	千円 8,631,656	4	千円 1,351,510
				5	3,936,623		5	3,936,623
				6	753,934		6	3,176,638
				7			7	166,885

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額(見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源	
						特 定 財 源										
						国県支出金	市 債	そ の 他								
1 工業団 地開発 事業費	2 工業団 地造成 事業費	西部第一工業 団地造成事業 (第2期工区)	4	1,351,510		1,019,200	332,310			672,065		672,065		7.8		
			5	3,936,623		3,104,800	831,823			4,616,068		4,616,068		53.5		
			6	補正前 の額	753,934	100,000	25,400	628,534						753,934		
				補正額	2,422,704		2,422,700	4						2,422,704		
				補正後 の額	3,176,638	100,000	2,448,100	628,538						3,176,638		36.8
			7	補正前 の額												
				補正額	166,885		11,000	155,885						166,885		
				補正後 の額	166,885		11,000	155,885						166,885		1.9
			計	補正前 の額	6,042,067	100,000	4,149,400	1,792,667			672,065	4,616,068	5,288,133	753,934		
				補正額	2,589,589		2,433,700	155,889						2,589,589		
補正後 の額	8,631,656	100,000		6,583,100	1,948,556			672,065	4,616,068	5,288,133	3,343,523		100.0			



令和5年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳出予算補正

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		11,305	5,362	16,667
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	11,305	5,362	16,667
3 諸支出金		5,362	△5,362	0
	1 繰出金	5,362	△5,362	0
歳出	合計	21,782	0	21,782

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	174	0	174
2 繰越金	12,879	0	12,879
3 諸収入	8,729	0	8,729
歳入合計	21,782	0	21,782

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	11,305	5,362	16,667				5,362
2 公債費	5,115	0	5,115				
3 諸支出金	5,362	△5,362	0				△5,362
歳出合計	21,782	0	21,782				

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

## 2 歳出

(款) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(項) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	11,305	5,362	16,667	一般財源 5,362	20 貸付金	5,362	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 5,362
計	11,305	5,362	16,667	一般財源 5,362			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 繰出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	5,362	△5,362	0	一般財源 △5,362	27 繰出金	△5,362	◎一般会計繰出金 △5,362
計	5,362	△5,362	0	一般財源 △5,362			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

令和5年度郡山市片平財産区特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の片平財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳出予算補正

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 管理会費		55	△50	5
	1 管理会費	55	△50	5
2 総務費		1,325	261	1,586
	1 総務管理費	1,325	261	1,586
3 予備費		211	△211	0
	1 予備費	211	△211	0
歳 出	合 計	1,591	0	1,591



# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	1,028	0	1,028
2 繰越金	561	0	561
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	1,591	0	1,591

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	55	△50	5				△50
2 総務費	1,325	261	1,586				261
3 予備費	211	△211	0				△211
歳出合計	1,591	0	1,591				

## 2 歳出

### (款) 1 管理会費

#### (項) 1 管理会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明		
					区分	金額			
1 管理会費	55	△50	5	一般財源	△50	1 報酬	△15	◎管理会費	△50
						8 旅費	△15		
						9 交際費	△10		
						10 需用費	△10		
計	55	△50	5	一般財源	△50				

### (款) 2 総務費

#### (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	1,325	261	1,586	一般財源	261	12 委託料	△61	◎一般管理費	261
						25 寄附金	367		
						26 公課費	△45		
計	1,325	261	1,586	一般財源	261				

### (款) 3 予備費

#### (項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	211	△211	0	一般財源	△211		

片平財産区特別会計

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	211	△211	0	一般財源	△211		

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)			
補 正 後	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	5			5		5
	計	5	5			5		5
補 正 前	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	5	20			20		20
	計	5	20			20		20
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の 特別職	0	△ 15			△ 15		△ 15
	計	0	△ 15			△ 15		△ 15

片平財産区特別会計

令和5年度郡山市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度郡山市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「4,280,514千円」を「4,020,514千円」に改める。

第3条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,502,089千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額422,946千円、当年度分損益勘定留保資金49,550千円、減債積立金911,174千円及び建設改良積立金3,118,419千円で補てんするものとする。）。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出	
第1款	資本的支出	5,272,391千円	△260,000千円	5,012,391千円
第1項	建設改良費	4,361,217千円	△260,000千円	4,101,217千円

第4条 予算第5条の次に次の1条を加える。

(継続費の変更)

第5条の2 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	熱海浄水場設備更新工事	千円 550,000	4	千円 193,000	千円 430,000	4	千円 193,000
				5	千円 357,000		5	千円 97,000
							6	千円 140,000

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

##### ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

#### (5) 修繕引当金

修繕引当金については、平成26年3月31日以前に引き当てられたものを計上し、引き続き従前の例により取り崩すこととしていたが、使用が見込まれないことから、当該資金の有効活用を図るため、修繕引当金1,194,613千円を取り崩し特別利益とする。



令和5年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 資本的支出			△ 260,000	
	1 建設改良費		△ 260,000	
		1 施設拡張改良費	△ 260,000	工事請負費を補正

令和5年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書  
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	1,860,145
減価償却費	3,024,668
固定資産除却費	47,801
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	292
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	43,327
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,194,613
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 8,483
長期前受金戻入額	△ 399,632
受取利息及び受取配当金	1,252
支払利息	102,685
未収金の増減額 (△は増加)	169,238
未払金の増減額 (△は減少)	50,832
前払金の増減額 (△は増加)	924,400
小計	4,621,912
利息及び配当金の受取額	△ 1,252
利息の支払額	△ 102,685
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,517,975

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,707,095
無形固定資産の取得による支出	△ 2,000
有形固定資産の売却による収入	3,636
短期貸付金の回収による収入	189,000
工事負担金による収入	497,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 5,018,955</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 911,174
他会計からの出資による収入	52,298
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 858,876</u>
資金増加額(又は減少額)	△ 1,359,856
資金期首残高	<u>10,520,313</u>
資金期末残高	9,160,457

## 継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以降の支払	総額に		
					企業債	一般会計 出資金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	義 務			
									義 務	義 務	発 生	義 務	発 生			進 捗 率
					発 生 額	(見込)額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)						
1 資本的支 出	1 建設改良 費	熱海浄水場設 備更新工事	4	193,000				193,000						0.0	遞次繰越 193,000	
			5	変更前	357,000				357,000			550,000	550,000			
				変更額	△ 260,000				△ 260,000			△ 260,000	△ 260,000			
				変更後	97,000				97,000			290,000	290,000		67.4	
			6	変更前												
				変更額	140,000				140,000					140,000		
				変更後	140,000				140,000					140,000	32.6	
			計	変更前	550,000				550,000			550,000	550,000			
				変更額	△ 120,000				△ 120,000			△ 260,000	△ 260,000	140,000		
				変更後	430,000				430,000			290,000	290,000	140,000	100.0	

水道事業会計

# 令和 5 年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和 6 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土地建物		1,270,119	
	ロ 構築物	5,913,126		
	ハ 構築物	△ 3,982,750	1,930,376	
	ニ 機械及び装置	118,113,640		
	ホ 車両運搬具	△ 61,816,358	56,297,282	
	ヘ 船舶	14,824,485		
	ト 工具器具及び備品	△ 12,293,638	2,530,847	
	チ 建設仮勘定	75,456		
	有形固定資産合計	△ 63,374	12,082	
	(2) 無形固定資産			
	イ 水地上権	310	15	
	ロ 地権	△ 295		
	ハ ソフトウェア	296,531		
	ニ ダム使用権	△ 208,245	88,286	
	ホ 電話加入権		1,777,706	
	無形固定資産合計		63,906,713	
	(3) 投資その他の資産			
	イ 出資		2,467	
	投資その他の資産合計		2,467	
	有形固定資産合計		63,906,713	
	無形固定資産合計		7,122,124	
	投資その他の資産合計		2,467	
	固定資産合計		71,031,304	

水道事業会計



資 本 の 部

6	資		本	金			
(1)	資		本	金			
	イ	固	有	資	本	346,345	
	ロ	出		資	本	12,128,013	
	ハ	組	入	資	本	40,845,358	
	資	本		金	合		<u>53,319,716</u>
	資	本		金	合		53,319,716
7	剰		余	金			
(1)	資	本	剰	余	金		
	イ	受	贈	財	産	評	価
	資	本	剰	余	金	合	額
							計
						188,985	
							188,985
(2)	利	益	剰	余	金		
	イ	減	債	積	立	金	
	ロ	建	設	改	良	積	立
	ハ	当	年	度	未	処	分
		利	益	剰	余	金	合
							計
						1,046,165	
						3,854,746	
						5,889,738	
							<u>10,790,649</u>
	利	益	剰	余	金	合	<u>10,979,634</u>
	資	本		金	合		<u>64,299,350</u>
	負	債	資	本	合		<u>80,610,339</u>

(参考資料)

令和5年度郡山市水道事業会計補正予算明細書  
資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		5,272,391	△ 260,000	5,012,391		
1 建設改良費		4,361,217	△ 260,000	4,101,217		
	1 施設拡張改良費	4,280,514	△ 260,000	4,020,514	工事請負費	△ 260,000
資本的支出合計		5,272,391	△ 260,000	5,012,391		



令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「5,279,875千円」を「5,419,875千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「53,441千円」を「65,369千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業資本的収入	7,497,044千円	151,928千円	7,648,972千円
第1項	企業債	3,657,700千円	17,100千円	3,674,800千円
第2項	他会計出資金	1,763,800千円	58,868千円	1,822,668千円
第4項	補助金	1,997,150千円	75,960千円	2,073,110千円
		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出	10,920,814千円	151,928千円	11,072,742千円
第1項	建設改良費	5,653,314千円	151,928千円	5,805,242千円

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	図景貯留管関連管渠整備事業	千円 269,400	5	千円 108,000	千円 356,200	5	千円 108,000
				6	115,000		6	184,200
				7	46,400		7	64,000

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	湖南浄化センター非常 用発電設備設置工事	千円 159,500	5	千円 29,091	千円 159,500	5	千円 29,019
				6	130,409		6	130,481

第5条 予算第5条の次に次の1条を加える。

(継続費の変更)

第5条の2 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	石塚樋門・ポンプゲー ト整備事業	千円 2,252,300	3	千円 0	千円 2,102,200	3	千円 0
				4	348,700		4	348,700
				5	917,100		5	917,100
				6	781,100		6	631,000
				7	205,400		7	205,400

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道整備事業	千円 3,000,300	千円 3,017,400			
合計	3,657,700	3,674,800			

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

##### ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

### 2 セグメント情報

#### 報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	138,791,992	6,057,384	144,849,376
セグメント負債	100,908,517	4,532,984	105,441,501

令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画  
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本的収入			151,928	
	1 企業債		17,100	
		1 建設企業債	17,100	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		58,868	
		1 他会計出資金	58,868	一般会計出資金を補正
	4 補助金		75,960	
1 国庫補助金		75,960	建設改良事業国庫補助金を補正	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本的支出			151,928	
	1 建設改良費		151,928	
		1 公共下水道建設費	140,000	公共下水道整備費用を補正
		3 特定環境保全公共下水道建設費	11,928	特定環境保全公共下水道整備費用を補正

下水道事業会計

令和5年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書  
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 80,493
減価償却費	4,542,573
固定資産除却費	15,155
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	615
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 21,132
長期前受金戻入額	△ 1,340,864
支払利息	803,242
未収金の増減額 (△は増加)	△ 273,228
未払金の増減額 (△は減少)	290,534
前払金の増減額 (△は増加)	931,690
小計	4,868,092
利息の支払額	△ 803,242
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,064,850

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 8,449,953
無形固定資産の取得による支出	△ 49,127
国庫補助金による収入	2,993,386
受益者負担金分担金による収入	78,393
工事負担金による収入	1
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 167,189
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 5,594,489</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	5,402,053
その他の企業債による収入	△ 683,553
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,913,393
その他の企業債の償還による支出	645,893
他会計からの出資による収入	1,822,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>1,273,668</u>
資金増加額（又は減少額）	△ 255,971
資金期首残高	<u>866,394</u>
資金期末残高	610,423

## 継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払		総額に	
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	義 務		対 する	
									義 務	義 務	義 務	義 務	進 捗 率			
					発 生 額	(見込)額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)						
1 下水道事 業資本的 支出	1 建設改良 費	石塚樋門・ポ ンプゲート整 備事業	3	0								0.0				
			4	348,700	156,900		174,350	17,450					0.0	通次繰越 348,700		
			5	917,100	412,600		458,550	45,950			1,265,800	1,265,800		60.2		
			6	変更前	781,100	351,400		390,550	39,150					781,100		
				変更額	△ 150,100	△ 67,500		△ 75,050	△ 7,550					△ 150,100		
				変更後	631,000	283,900		315,500	31,600					631,000	30.0	
			7	205,400	92,400		102,700	10,300					205,400	9.8		
			計	変更前	2,252,300	1,013,300		1,126,150	112,850			1,265,800	1,265,800	986,500		
				変更額	△ 150,100	△ 67,500		△ 75,050	△ 7,550					△ 150,100		
				変更後	2,102,200	945,800		1,051,100	105,300			1,265,800	1,265,800	836,400	100.0	

下水道事業会計



(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備 考		
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払		総 額 に	
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	義 務 発 生 額	義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額			進 捗 率 (%)
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	図景貯留管関連管渠整備事業	5	108,000	48,600		54,000	5,400			108,000	108,000		30.3		
			6	変更前	115,000	51,700		57,500	5,800					115,000		
				変更額	69,200	31,100		34,600	3,500					69,200		
				変更後	184,200	82,800		92,100	9,300					184,200	51.7	
			7	変更前	46,400	20,800		23,200	2,400					46,400		
				変更額	17,600	8,000		8,800	800					17,600		
				変更後	64,000	28,800		32,000	3,200					64,000	18.0	
			計	変更前	269,400	121,100		134,700	13,600			108,000	108,000	161,400		
				変更額	86,800	39,100		43,400	4,300					86,800		
				変更後	356,200	160,200		178,100	17,900			108,000	108,000	248,200	100.0	

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備 考	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払		総 額 に
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	支 払	支 払	義 務 支 払	義 務 支 払	義 務 支 払		義 務 支 払
1 下水道事	1 建設改良	湖南浄化セン	変更前	29,091	11,600		16,000	1,491			29,091	29,091			
業資本的	費	ター非常用発	5 変更額	△ 72			△ 40	△ 32			△ 72	△ 72			
支出		電設備設置工	変更後	29,019	11,600		15,960	1,459			29,019	29,019		18.2	
		事	6 変更前	130,409	52,100		71,724	6,585					130,409		
			変更額	72			40	32					72		
			変更後	130,481	52,100		71,764	6,617					130,481	81.8	
			計 変更前	159,500	63,700		87,724	8,076			29,091	29,091	130,409		
			変更額								△ 72	△ 72	72		
			変更後	159,500	63,700		87,724	8,076			29,019	29,019	130,481	100.0	

下水道事業会計

令和5年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,365	
	ロ 建 築 物 額	2,285,905		
	減価償却累計額	<u>△ 1,022,276</u>	1,263,629	
	ハ 構 築 物 額	177,020,697		
	減価償却累計額	<u>△ 52,021,423</u>	124,999,274	
	ニ 機 械 及 び 装 置	14,562,623		
	減価償却累計額	<u>△ 9,706,219</u>	4,856,404	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	11,618		
	減価償却累計額	<u>△ 9,227</u>	2,391	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	26,809		
	減価償却累計額	<u>△ 16,092</u>	10,717	
	ト 建 設 仮 勘 定		2,653,323	
	有 形 固 定 資 産 合 計		<u>137,501,103</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,220,130	
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>5,220,130</u>	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		8,384	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>8,384</u>	
	固 定 資 産 合 計		<u>142,729,617</u>	
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		610,423	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金	1,533,132		
	貯 流 動 資 産 合 計	<u>△ 27,243</u>	1,505,889	
(3)	貯 流 動 資 産 合 計		<u>3,447</u>	
	流 動 資 産 合 計		<u>2,119,759</u>	
	資 産 合 計		<u><u>144,849,376</u></u>	

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		52,749,225			
	ロ その他企業債		299,442			
	企業債合計				53,048,667	
	固定負債合計					53,048,667
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		5,000,999			
	ロ その他企業債		45,996			
	企業債合計				5,046,995	
(2)	未引当				1,563,262	
(3)	引当					
	イ 賞与引当金		50,070			
	引当金合計				50,070	
(4)	預流				6,960	
	流動負債合計					6,667,287
5	繰上					
(1)	長期繰上				65,272,939	
	繰上				△ 19,547,392	
	繰上合計					45,725,547
	繰上合計					105,441,501



(参考資料)

令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書  
資本的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的収入		7,497,044	151,928	7,648,972		
1 企業債		3,657,700	17,100	3,674,800		
	1 建設企業債	3,000,300	17,100	3,017,400	建設企業債	17,100
2 他会計出資金		1,763,800	58,868	1,822,668		
	1 他会計出資金	1,763,800	58,868	1,822,668	他会計出資金	58,868
4 補助金		1,997,150	75,960	2,073,110		
	1 国庫補助金	1,997,150	75,960	2,073,110	国庫補助金	75,960
資本的収入合計		7,497,044	151,928	7,648,972		

## 資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的支出		10,920,814	151,928	11,072,742		
1 建設改良費		5,653,314	151,928	5,805,242		
	1 公共下水道建設費	5,279,875	140,000	5,419,875	委託料	135,000
					工事請負費	5,000
	3 特定環境保全公共下水道建設費	53,441	11,928	65,369	委託料	12,000
					工事請負費	△ 72
資本的支出合計		10,920,814	151,928	11,072,742		

下水道事業会計

( 予 算 資 料 )

# 1 令和5年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		153,028,783	2,175,954	155,204,737
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,215,358	285,270	29,500,628
	後期高齢者医療特別会計	3,883,616	46,842	3,930,458
	介護保険特別会計	29,191,900	35,000	29,226,900
	公共用地先行取得事業特別会計	7,543	0	7,543
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	1,991	0	1,991
	富田第二土地区画整理事業特別会計	280,806	△ 242,541	38,265
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	657,400	26,000	683,400
	徳定土地区画整理事業特別会計	827,885	△ 31,500	796,385
	大町土地区画整理事業特別会計	493,262	0	493,262
	駐車場事業特別会計	124,703	0	124,703
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	23,656	0	23,656
	総合地方卸売市場特別会計	1,436,161	0	1,436,161
	工業団地開発事業特別会計	3,958,004	0	3,958,004
	熱海温泉事業特別会計	630,784	0	630,784
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	21,782	0	21,782
	多田野財産区特別会計	15,938	0	15,938
河内財産区特別会計	20,773	0	20,773	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	1,591	0	1,591
	月形財産区特別会計	1,176	0	1,176
	舟津財産区特別会計	26,297	0	26,297
	舘財産区特別会計	25,311	0	25,311
	浜路財産区特別会計	853	0	853
	横沢財産区特別会計	14,836	0	14,836
	中野財産区特別会計	3,440	0	3,440
	後田財産区特別会計	2,619	0	2,619
	水道事業会計	13,075,165	△ 260,000	12,815,165
	簡易水道事業会計	361,174	0	361,174
	下水道事業会計	19,970,522	151,928	20,122,450
	農業集落排水事業会計	1,102,726	0	1,102,726
	計	105,377,272	10,999	105,388,271
	合 計	258,406,055	2,186,953	260,593,008



## 2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬		△1,397													△1,397	2,952,209	2,950,812
2 給料															0	7,781,139	7,781,139
3 職員手当等		△1,079		643											△436	5,027,527	5,027,091
4 共済費															0	3,262,258	3,262,258
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		△3,263		△6,900											△10,163	727,246	717,083
8 旅費		△869													△869	249,079	248,210
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費		△36,021		△62,000											△98,021	6,404,812	6,306,791
11 役務費		△1,669								△589					△2,258	1,009,178	1,006,920
12 委託料		△23,056	6,687	△67,000		62,002		26,800		△6,507					△1,074	19,278,008	19,276,934
13 使用料及び賃借料		△1,318								△27,444					△28,762	2,196,318	2,167,556
14 工事請負費								1,090,409							1,090,409	10,828,790	11,919,199
15 原材料費															0	91,151	91,151
16 公有財産購入費								△26,643							△26,643	272,134	245,491
17 備品購入費				△2,196					△807						△3,003	521,068	518,065
18 負担金補助及び交付金		△21,511	△551,876			1,529	5,277	△35,049	34,542	△9,000	873,693				297,605	29,356,460	29,654,065
19 扶助費															0	28,222,434	28,222,434
20 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
21 補償補填及び賠償金								△201,884							△201,884	605,198	403,314
22 償還金利子及び割引料			143,120	7,133											150,253	8,902,533	9,052,786
23 投資及び出資金								58,868							58,868	1,990,045	2,048,913
24 積立金		879,097	17,351	14,243					△33	935					911,593	8,507,643	9,419,236
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,105	9,105
27 繰出金			36,433					1,427							37,860	10,494,481	10,532,341
予備費														3,876	3,876	393,537	397,413
歳出合計		788,914	△348,285	△116,077		1,529	67,279	△35,049	983,519	△9,840	840,088			3,876	2,175,954	153,028,783	155,204,737

### 3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費		△2,476		643											△1,833	19,076,200	19,074,367
うち職員給															0	7,781,139	7,781,139
2 扶助費			△153,926												△153,926	36,089,186	35,935,260
3 公債費															0	7,993,800	7,993,800
4 物件費		△60,056	6,687	△129,179		62,002		△8,340		△31,265					△160,151	24,124,098	23,963,947
5 維持補修費		△20													△20	2,394,848	2,394,828
6 補助費等		△24,774	112,710	233	1,529	△364	4,951	8,025	△9,000	107,673					200,983	17,624,866	17,825,849
うち補助交付金			△38,477			△2,200	△30,000			△16,200					△86,877	5,308,032	5,221,155
7 積立金		879,097	17,351	14,243					△33	935					911,593	8,507,643	9,419,236
8 投資及び出資金								58,868							58,868	1,990,045	2,048,913
9 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
10 繰出金			36,433					1,427							37,860	10,494,481	10,532,341
11 普通建設事業費		△2,857	△367,540	△2,017		5,641	△40,000	923,539	△807	762,745					1,278,704	20,078,310	21,357,014
(1)補助事業費			△144,278	△190		△3,049		1,118,056		762,745					1,733,284	12,487,085	14,220,369
(2)単独事業費		△2,857	△223,262	△1,827		8,690	△40,000	△194,517	△807						△454,580	7,591,225	7,136,645
12 災害復旧事業費															0	322,265	322,265
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														3,876	3,876	393,537	397,413
歳出合計		788,914	△348,285	△116,077	1,529	67,279	△35,049	983,519	△9,840	840,088				3,876	2,175,954	153,028,783	155,204,737

#### 4 令和5年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	176,030	△144,278	31,752
			老人福祉施設等整備費補助金	266,032	△223,262	42,770
	4 児童福祉費	3 保育費	保育補助者雇上強化事業費補助金	138,540	△42,388	96,152
			保育体制強化事業費補助金	33,600	△8,886	24,714
			保育士宿舎借上げ事業費補助金	35,775	△11,046	24,729
			認可保育所等障害児保育補助金	70,727	22,139	92,866
			私立幼稚園運営費補助金	82,865	△7,800	75,065
			保育所等性被害防止対策支援事業費補助金	0	2,325	2,325
			病児保育広域運営支援事業費補助金	0	3,600	3,600
			4 児童障害福祉費	こどもの安心・安全対策支援事業補助金	0	729
	障がい児性被害防止対策支援事業費補助金	0	2,850	2,850		
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	農業振興資金利子補給金	4,179	△2,200	1,979
		3 農業振興費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	86,156	△3,049	83,107
7 商工費	1 商工費	3 産業創出費	企業立地補助金	150,322	△30,000	120,322

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工費	3 産業創出費	操業補助金	154,536	△40,000	114,536
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	全国音楽祭参加支援事業費補助金	27,543	△12,000	15,543
		2 学校管理費	中学校体育大会参加費補助金	17,010	△4,200	12,810

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>309,200円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>50,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>308,600円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>40,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(初任給調整手当の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

(提 案 要 旨)

福島県人事委員会勧告に準じて、医師及び獣医師に支給する初任給調整手当の支給上限額を引き上げる。

郡山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
6	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	(略)			6	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面の交付	(略)		
					7	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の一部を証明した書面の交付	戸籍抄本等交付手数料	1通	450円
7	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく	戸籍記載事項証明手数料	(略)		8	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく	戸籍記載等事項証明手数料	(略)	







	当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)							
12	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書の交付	(略)		12	戸籍法の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書の交付	(略)		
13	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付			13	戸籍法第48条第1項の規定に基づく上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付			
14	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他書類又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものを1件	(略)	14	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他書類の閲覧事務	届書その他の書類1件 書類の閲覧手数料	(略)
15	戸籍法第48条第2項(同法第117条にお	届書その他書	(略)	15	戸籍法第48条第2項(同法第117条にお	届書その他の	(略)	

いて準用する場合を含む。)又は第126類の記載事項 条の規定に基づく届書その他受理書類の証明書又は届 記載事項に関する証明書の交付又は同法書等情報の内 第120条の6第1項の規定に基づく届書容証明書交付 等情報の内容の証明書の交付 手数料
(略)
備考 (略)

いて準用する場合を含む。)又は第126書類の記載事 条の規定に基づく届書その他の受理書類項証明書交付 の記載事項に関する証明書の交付 手数料
(略)
備考 (略)

第2条 郡山市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1 (第2条、第3条、第8条関係) 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1 (第2条、第3条、第8条関係) 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴 収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴 収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
175	建築基準法施行 令第137条の12 第6項の規定に 基づく既存の建 築物の大規模の 修繕又は大規模 の様替に係る 接道義務の特例 の認定の申請に 対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は 大規模の様替に係る接道義務 の特例認定申請手数料	1件	27,000円					
176	建築基準法施行 令第137条の12 第7項の規定に	既存建築物の大規模の修繕又は 大規模の様替に係る道路内建 築制限の特例認定申請手数料	1件	27,000円					

	基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に係る道路内建築制限の特例の認定の申請に対する審査													
177 ~ 184	(略)													
185	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等に計画の認定申請手数料	法第54条第1項第1号住宅（1棟）の建築物が掲げる基準（以下「らなる1戸に掲げる基準」という。）に建用エネルギー消費性基準等を定める省令。（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第	1戸建ての住宅（1棟）の建築物が掲げる基準に適合していることについて、建築物の有するエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」	(略)									
175 ~ 182	(略)													
183	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等に計画の認定申請手数料	法第54条第1項第1号住宅（1棟）の建築物が掲げる基準（以下「らなる1戸に掲げる基準」という。）に建用エネルギー消費性基準等を定める省令。（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第	1戸建ての住宅（1棟）の建築物が掲げる基準に適合していることについて、建築物の有するエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」	(略)									

2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下「誘導仕様基準」という。)を用いる場合

という。)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録建築物調査機関等」という。)が当該基準に適合しているとして発行する書類(以下「登録調査機関等が発行する書類」という。)が提出されたもの1件

(略)

2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下「誘導仕様基準」という。)を用いる場合

いう。)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録建築物調査機関等」という。)が当該基準に適合しているとして発行する書類(以下「登録調査機関等が発行する書類」という。)が提出されたもの1件

(略)

共同住宅等 (略)  
(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)で建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)第3条第1号及び第2号に掲げる建築物の部分(以下「住戸部分」という。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅

共同住宅等 (略)  
(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)で建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)第3条第1号及び第2号に掲げる建築物の部分(以下「住戸部分」という。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以

			以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの				外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		(略)				(略)	
186 ～ 188	(略)			184 ～ 186	(略)		
189	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明の申請	(略)		187	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明の申請	(略)	

	請に係る審査
190	(略)
～	
193	

備考

- 1・2 (略)
- 3 第178号から第181号までの手数料を徴収する事務について、長期優良住宅普及促進法第6条第2項（長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る住戸の属する建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を当該建築物について同時に申請を行う住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 4 第185号及び第186号の手数を徴収する事務について、共同住宅等の建築物全体で申請する場合は、これらの建築物の住戸部分の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分により算出した額を加算する。ただし、共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。
- 5 第185号及び第186号の手数を徴収する事務について、複合建築物の住宅部分で申請する場合の手数料の額は、これらの建築物の住宅の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共用廊下等の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。
- 6 第185号及び第186号の手数を徴収する事務について、複合建築物

	に係る審査
188	(略)
～	
191	

備考

- 1・2 (略)
- 3 第176号から第179号までの手数料を徴収する事務について、長期優良住宅普及促進法第6条第2項（長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る住戸の属する建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を当該建築物について同時に申請を行う住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 4 第183号及び第184号の手数を徴収する事務について、共同住宅等の建築物全体で申請する場合は、これらの建築物の住戸部分の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分により算出した額を加算する。ただし、共同住宅等の政令第3条第3号に定める部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。
- 5 第183号及び第184号の手数を徴収する事務について、複合建築物の住宅部分で申請する場合の手数料の額は、これらの建築物の住宅の床面積の合計又は住戸の戸数の総数により算出した額に当該これらの建築物の共用廊下等の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分が存在しない場合は、当該額は加算しない。
- 6 第183号及び第184号の手数を徴収する事務について、複合建築物



の非住宅部分で申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物の非住宅の部分により算出した額とする。

7 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の建築物全体で申請する場合の手数料の額は、前項で算出した額に第5項の規定により算出した額を加算する。

8 第185号及び第186号の手数料を徴収する事務について、低炭素化促進法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。

9 第187号から第189号までの手数料を徴収する事務について、非住宅部分（工場等に限る。）の用途及び非住宅部分（工場等を除く。）の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の非住宅部分（工場等に限る。）の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分（工場等を除く。）の床面積の合計により算出した額を加算する。

10 第190号から第193号までの手数料を徴収する事務について、住宅の用途及び非住宅の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分の床面積の合計により算出した額を加算する。

11 第190号から第193号までの手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を

の非住宅部分で申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物の非住宅の部分により算出した額とする。

7 第183号及び第184号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の建築物全体で申請する場合の手数料の額は、前項で算出した額に第5項の規定により算出した額を加算する。

8 第183号及び第184号の手数料を徴収する事務について、低炭素化促進法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。

9 第185号から第187号までの手数料を徴収する事務について、非住宅部分（工場等に限る。）の用途及び非住宅部分（工場等を除く。）の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の非住宅部分（工場等に限る。）の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分（工場等を除く。）の床面積の合計により算出した額を加算する。

10 第188号から第191号までの手数料を徴収する事務について、住宅の用途及び非住宅の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分の床面積の合計により算出した額を加算する。

11 第188号から第191号までの手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第100号に掲げる区分に応じて同号に定める額を

加算する。

12 第190号及び第191号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第34条第3項の規定により、他の建築物を含めた審査の申出があった場合の手数料の額は、申請建築物の床面積に対する当該各号に定める手数料の額に、他の建築物ごとの床面積に対する当該各号に定める手数料の額を加算する。

13 第192号及び第193号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第34条第3項の規定による認定を受けた建築物に係る変更の審査の申出があった場合の手数料の額は、対象となる建築物ごとの床面積に対する当該各号における手数料の額を合計した額とする。ただし、新たに他の建築物が追加される変更である場合の新たに追加される他の建築物の手数料の額は、当該建築物の床面積に対する第190号又は第191号に定める手数料の額とする。

14 (略)

加算する。

12 第188号及び第189号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第34条第3項の規定により、他の建築物を含めた審査の申出があった場合の手数料の額は、申請建築物の床面積に対する当該各号に定める手数料の額に、他の建築物ごとの床面積に対する当該各号に定める手数料の額を加算する。

13 第190号及び第191号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第34条第3項の規定による認定を受けた建築物に係る変更の審査の申出があった場合の手数料の額は、対象となる建築物ごとの床面積に対する当該各号における手数料の額を合計した額とする。ただし、新たに他の建築物が追加される変更である場合の新たに追加される他の建築物の手数料の額は、当該建築物の床面積に対する第188号又は第189号に定める手数料の額とする。

14 (略)

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

#### (提 案 要 旨)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 万里

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年郡山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 (略)</p>	<p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる<u>重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p>	<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例

郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 被災者等に係る使用許可（第48条の2—第48条の7）</u></p> <p>第4章（略）</p> <p><u>第4章の2 被災者等に係る駐車場の使用許可（第57条の2・第57条の3）</u></p> <p>第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、<u>障害者</u>その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。ただし、規則で定める市営住宅にあつては、第2号から第6号までの条件を具備する者としてすることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が<u>障害者</u>である場合等 214,000円</p> <p>イ・ウ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、<u>身体障害者</u>その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。ただし、規則で定める市営住宅にあつては、第2号から第6号までの条件を具備する者としてすることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が<u>身体障害者</u>である場合等 214,000円</p> <p>イ・ウ（略）</p>

(4)～(6) (略)

2 前項に規定する老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) (略)

(8) 災害被災者で、市長が別に定めるもの

(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（以下「DV被害者」という。）で、市長が別に定めるもの

(10) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）で、市長が別に定めるもの

(11) 前各号に定める者のほか特別な事情があると市長が認めるもの

3 (略)

4 第1項第3号アに規定する入居者が障害者である場合等とは、次の各

(4)～(6) (略)

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 (略)

4 第1項第3号アに規定する入居者が身体障害者である場合等とは、次

号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)～(3) (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号に掲げる者のうち、老人、障害者、難病患者、DV被害者、犯罪被害者等、20歳未満の子を扶養する配偶者のない者、18歳未満の子を3人以上扶養する者、40歳未満の夫婦、40歳未満で子育てをする者等で市長が別に定める要件を備えているものについては、同項の規定にかかわらず、優先的に戸数を割り当てて公開抽選の方法により当該市営住宅の入居者を決定することができる。

(入居者の保管義務等)

第22条 (略)

2 入居者が自己の責めに帰すべき事由により、当該市営住宅又は共同施設を滅失又は毀損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、市営住宅の明渡しの請求をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)～(7) (略)

2～6 (略)

(社会福祉事業等に係る使用許可)

第42条 (略)

(社会福祉事業等に係る使用手続)

第43条 (略)

(社会福祉事業等に係る使用料)

第44条 (略)

の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)～(3) (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号に掲げる者のうち、老人、身体障害者、難病患者、20歳未満の子を扶養する配偶者のない者、18歳未満の子を3人以上扶養する者、40歳未満の夫婦、40歳未満で子育てをする者等で市長が別に定める要件を備えているものについては、同項の規定にかかわらず、優先的に戸数を割り当てて公開抽選の方法により当該市営住宅の入居者を決定することができる。

(入居者の保管義務等)

第22条 (略)

2 入居者が自己の責めに帰すべき事由により、当該市営住宅又は共同施設を滅失又はき損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、市営住宅の明渡しの請求をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4)～(7) (略)

2～6 (略)

(使用許可)

第42条 (略)

(使用手続)

第43条 (略)

(使用料)

第44条 (略)



### 第3章の2 被災者等に係る使用許可

第48条の2 市長は、災害被災者、DV被害者、犯罪被害者等その他特別な事情があると市長が認めるもの（以下「被災者等」という。）の居住の安定のため必要であると認める場合においては、当該被災者等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（被災者等に係る使用手続）

第48条の3 被災者等は、前条の規定による市営住宅の使用の許可を受けようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該被災者等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

（被災者等に係る同居の承認）

第48条の4 被災者等は、市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認を与えてはならない。ただし、被災者等が病気にかかっていることその他特別の事情により当該被災者等が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 被災者等が不正の行為によって入居したとき。

(2) 被災者等が使用料を1月以上滞納したとき。

(3) 被災者等が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) 被災者等が第22条、第23条及び第25条から第27条までに掲げる事項に違反したとき。この場合において、これらの規定中「入居者」とあり、

及び「市営住宅の入居者」とあるのは「被災者等」と読み替えるものとする。

3 前項の場合のほか、市長は、被災者等が同居させようとする者又は当該被災者等若しくはその同居者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認を与えてはならない。

(被災者等に係る使用料)

第48条の5 被災者等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

(被災者等に係る使用料の減免)

第48条の6 市長は、被災者等の事情により、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項（同項第7号を除く。）及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し」と、同条第1項本文中「明渡し」とあるのは「使用許可を取り消し、その明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用料)

第54条 (略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(駐車場の使用料の変更)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における駐車場の使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) (略)

(駐車場の使用許可の取消し)

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しの請求をすることができる。

- (1) (略)
- (2) 使用者が駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (4)～(6) (略)

2～4 (略)

(準用)

第57条 駐車場の使用については、第49条から第52条まで及び第54条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第17条第1項中「第11条第5項」とある

(使用料、使用料の減免等)

第54条 (略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) (略)

(使用許可の取消し)

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しの請求をすることができる。

- (1) (略)
- (2) 使用者が使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4)～(6) (略)

2～4 (略)

(準用)

第57条 駐車場の使用については、第49条から第52条まで及び第54条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第

のは「第51条第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第41条第1項」とあるのは「第56条第1項」と、同条第3項中「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第57条において準用する第40条第1項」と、「第1項の」とあるのは「第57条において準用する第17条第1項の」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

#### 第4章の2 被災者等に係る駐車場の使用許可

第57条の2 被災者等による駐車場の使用に当たっては、第49条から第52条まで及び第54条から第56条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅の入居者」とあり、「入居者」とあるのは「被災者等」と、第50条第3号中「家賃」とあるのは「使用料」と、第56条第1項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

(準用)

第57条の3 被災者等に係る駐車場の使用については、前条に定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第51条第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第41条第1項」とあるのは「第57条の2において準用する第56条第1項」と、同条第3項中「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第57条の3において準用する第40条第1項」と、「第1項の」とあるのは「第57条の3において準用する第17条第1項の」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

別表（第3条、第54条関係）

#### 1 市営住宅

51条第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第41条第1項」とあるのは「第56条第1項」と、同条第3項中「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第57条において準用する第40条第1項」と、「第1項の」とあるのは「第57条において準用する第17条第1項の」と読み替えるものとする。

別表（第3条、第54条関係）

#### 1 市営住宅

名称	位置	棟数	戸数
(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	44	845
(略)			
中ノ平市営住宅	郡山市大槻町字中ノ平59番地	18	136
(略)			
仁池向市営住宅	郡山市大槻町字仁池向1番地	20	112
(略)			
荒池淵市営住宅	郡山市安積町笹川字荒池淵3番地	5	10
(略)			
松ヶ岡市営住宅	郡山市田村町山中字日照田122番地	4	4
(略)			
2・3 (略)			

名称	位置	棟数	戸数
(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	50	851
(略)			
中ノ平市営住宅	郡山市大槻町字中ノ平59番地	20	144
(略)			
仁池向市営住宅	郡山市大槻町字仁池向1番地	22	120
(略)			
荒池淵市営住宅	郡山市安積町笹川字荒池淵3番地	7	14
(略)			
松ヶ岡市営住宅	郡山市田村町山中字日照田122番地	7	7
(略)			
2・3 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

被災者等に係る使用許可に関する規定を整備すること及び希望ヶ丘市営住宅ほか4市営住宅の一部廃止により棟数及び戸数を変更することに伴い所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

郡山市空家等対策審議会条例（平成28年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第22条第1項の規定による助言又は指導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>法第22条第2項の規定による勧告</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>法第22条第3項の規定による命令</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>法第22条第3項の規定により市長が命じた必要な措置</u>について、同条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることに関すること。</p> <p>(6) <u>法第22条第10項の規定により市長が必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にその措置を行わせること</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第14条第1項の助言又は指導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>法第14条第2項の規定による勧告</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>法第14条第3項の規定による命令</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>法第14条第3項の規定により市長が命じた必要な措置</u>について、同条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることに関すること。</p> <p>(6) <u>法第14条第10項の規定により市長が必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例

郡山市介護保険条例（平成12年郡山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>政令第38条第1項第1号に掲げる者 34,400円</u></p> <p>(2) <u>政令第38条第1項第2号に掲げる者 51,790円</u></p> <p>(3) <u>政令第38条第1項第3号に掲げる者 52,170円</u></p> <p>(4) <u>政令第38条第1項第4号に掲げる者 64,260円</u></p> <p>(5) <u>政令第38条第1項第5号に掲げる者 75,600円</u></p> <p>(6) <u>政令第38条第1項第6号に掲げる者 90,720円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>政令第39条第1項第1号に掲げる者 33,440円</u></p> <p>(2) <u>政令第39条第1項第2号に掲げる者 50,160円</u></p> <p>(3) <u>政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,160円</u></p> <p>(4) <u>政令第39条第1項第4号に掲げる者 56,840円</u></p> <p>(5) <u>政令第39条第1項第5号に掲げる者 66,870円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 80,250円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保</u></p>

(7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 98,280円

(8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 113,400円

(9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 128,520円

(10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640円

(11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760円

(12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880円

除料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。

）

(7) 次のいずれかに該当する者 86,940円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 100,310円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 113,680円

ア 合計所得金額が440万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 127,060円



(13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,550円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,550円」とあるのは、「36,670円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,550円」とあるのは、「51,790円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の算定)

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料に関する申告)

第11条 (略)

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,070円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,070円」とあるのは、「33,440円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,070円」とあるのは、「46,810円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の算定)

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料に関する申告)

第11条 (略)

2 前項の規定による申告書の提出をしない第1号被保険者については、第5条第1項第5号に規定する保険料率を適用して保険料を賦課することができる。

2 前項の規定による申告書の提出をしない第1号被保険者については、第5条第5号に規定する保険料率を適用して保険料を賦課することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度までの介護保険料については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めるとともに、規定を整備する。

郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第75号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第277条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイル</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p>

に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(掲示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3～6 (略)

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(利用者に関する市への通知)

第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(掲示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第27条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げる  
ところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等  
の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘  
束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利  
用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。  
い。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に  
関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しな  
なければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサ  
ービスの内容等の記録

(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利  
用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故  
に際して採った処置についての記録

(管理者)

第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごと  
に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準  
該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入  
浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事

第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げる  
ところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に  
関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しな  
なければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサ  
ービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に  
際して採った処置についての記録

(管理者)

第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごと  
に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準  
該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入  
浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施

することができるものとする。

(管理者)

第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第112条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第112条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録  
(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置につ  
いての記録

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につ  
いての記録

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷



業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 (略)

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 (略)

6 (略)

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第167条 （略）

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) （略）

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第174条 （略）

2～7 （略）

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底

（記録の整備）

第167条 （略）

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) （略）

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第174条 （略）

2～7 （略）

を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(管理者)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(管理者)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（郡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所  
にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として  
必要とされる設備を有することとする。

(3)・(4) (略)

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつて  
は、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な  
設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病  
状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は  
利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的  
に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な  
医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医  
療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養  
介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする  
。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第194条 (略)

2～5 (略)

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次

24年郡山市条例第81号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医  
療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとす  
る。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるも  
のを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に  
規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有  
することとする。

(4)・(5) (略)

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつて  
は、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な  
設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病  
状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は  
利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的  
に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な  
医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医  
療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介  
護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の  
一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を  
有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令  
」という。)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。  
以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第194条 (略)

2～5 (略)

に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 7 (略)

(定員の遵守)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

## 第203条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第194条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

## 6 (略)

(定員の遵守)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

## 第203条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条及び第166条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第207条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする



ことができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル

以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット

の共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### (イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

#### (ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### (エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

#### ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

#### エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第209条 （略）

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第209条 （略）

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(定員の遵守)

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

2～7 (略)

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(定員の遵守)

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) (略)

(従業者の員数)

第218条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) (略)

(従業者の員数)

第218条 (略)

2～8 (略)

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第234条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定す

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第234条 (略)

る新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第236条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第233条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36

2 (略)

(記録の整備)

第236条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第233条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する条例第27条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36



条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第159条及び第166条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第247条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第244条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第224条第2項の規定による提供した具体的な

条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第247条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第224条第2項に規定する提供した具体的なサ

サービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第233条第3項の規定による結果等の記録  
(福祉用具専門相談員の員数)

第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)  
(管理者)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、

サービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第233条第3項に規定する結果等の記録  
(福祉用具専門相談員の員数)

第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)  
(管理者)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3)～(5) (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8)・(9) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告

(2)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 (略)

(掲示及び目録の備付け)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第262条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第260条第4項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 (略)

(掲示及び目録の備付け)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(記録の整備)

第262条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第260条第4項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録  
(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故  
に際して採った処置についての記録

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第249条、第251条、第252条並びに前節（第253条第1項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるの

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に  
際して採った処置についての記録

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第249条、第251条、第252条並びに前節（第253条第1項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるの

は「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものと

は「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

する。

(3)・(4) (略)

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第274条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第275条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第270条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(2)・(3) (略)

(4) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第274条 (略)

2～4 (略)

(記録の整備)

第275条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録  
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録  
(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同条第3項中「福祉用具貸与」とあるのは「福祉用具販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、

- (3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録  
(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、同条第3項中「福祉用具貸与」とあるのは「福祉用具販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、



図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。))、第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。))、第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

第2条 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第78条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第78号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第3条又は郡山市介護医療院

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第78条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第81条 (略)

2 (略)

の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年郡山市条例第31号。以下「介護医療院条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第86条 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第86条 (略)

2・3 (略)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

2・3 (略)

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第97条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第3条又は介護医療院条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第97条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第137条 (略)

2・3 (略)

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第141条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第141条 (略)

2・3 (略)

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した

場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

#### 第145条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設条例第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

#### 第145条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第78号)第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関



<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>介護医療院条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。</u>）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>するものを除く。）を有することとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年郡山市条例第31号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。</u>）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

（郡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 郡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年郡山市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（基本方針）</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 (略)</p>

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条（略）

2（略）

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)（略）

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条（略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定

2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条（略）

2（略）

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)（略）

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条（略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希

する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得よう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、当該開始前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、当該開始前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

ならない。

(3)～(13) (略)

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(14)介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(3)～(13) (略)

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(14)介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ (略)

(15)～(25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) (略)

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置に

(15)～(25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) (略)

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に

<p>ついでに記録 (電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。)、第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>ついでに記録 (電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。)、第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(同項第1号に規定するもの)に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p>

(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

(2)～(4) (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）

(6)～(10) (略)

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの

(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

(2)～(4) (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）

(6)～(10) (略)

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの



提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) (略)

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8)・(9) (略)

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)・(4) (略)
- (5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第29条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(訪問介護員等の員数)

#### 第48条 (略)

##### 2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)・(4) (略)
- (5) 第29条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(訪問介護員等の員数)

#### 第48条 (略)

##### 2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない

場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)  
(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)  
(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第84条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営

規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 （略）

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 （略）

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第60条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第60条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認



知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)  
(利用定員等)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)  
(利用定員等)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサ

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサ

一ピスの内容等の記録

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(従業者の員数等)

第83条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護医療院	(略)
(略)		

7～13 (略)

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介

ピスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(従業者の員数等)

第83条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)
(略)		

7～13 (略)

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介

護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(7)・(8) (略)

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録  
(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)  
(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)  
(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)  
(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)  
(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 (略)

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

(記録の整備)

第128条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記

2・3 (略)

(記録の整備)

第128条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

録

- (3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) (略)
- (準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは、「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)  
2～6 (略)

- (3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) (略)
- (準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは、「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)  
2～6 (略)



7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

8～10 (略)

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 (略)

ない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第149条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第107条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び

2 (略)

(記録の整備)

第149条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第147条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定

第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし

期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人

、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第178条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第176条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(6) 第178条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第176条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)  
(記録の整備)

第177条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
  - (2) 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) (略)
- (準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従

2 (略)  
(記録の整備)

第177条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
  - (2) 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) (略)
- (準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの

業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節

は「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「



」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第191条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第192条 （略）

2～6 （略）

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) （略）

第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第191条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第192条 （略）

2～6 （略）

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) （略）

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) (略)

(記録の整備)

第202条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第198条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、第107条及び第107条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。こ

(7)～(11) (略)

(記録の整備)

第202条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第198条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合におい

の場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項、第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

て、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。))、第116条第1項、第137条第1項、第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算

2 (略)	機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 。 2 (略)
-------	--

(郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第79号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファ</u></p>

子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第56条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

イルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(利用者に関する市への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第56条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療

(2) 第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(3) 第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療

法士又は言語聴覚士（以下この条において「理学療法士等」という。）が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第251条第4号及び第265条第3号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(14) (略)

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

法士又は言語聴覚士（以下この条において「理学療法士等」という。）が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(14) (略)

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)



第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(定員の遵守)

第140条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第4条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

(定員の遵守)

第140条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

（記録の整備）

第142条（略）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)（略）

(2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第137条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（勤務体制の確保等）

第158条（略）

2～4（略）

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6（略）

（記録の整備）

第142条（略）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)（略）

(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（勤務体制の確保等）

第158条（略）

2～4（略）

5（略）

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置く

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予

べき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3)・(4) (略)

防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（郡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第81号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4)・(5) (略)

2 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所  
にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際し  
て必要な設備を有するものとする。

3 (略)  
(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若  
しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由に  
より、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練  
その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若  
しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定  
介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所  
療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る  
ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装  
置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催  
するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底  
を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修  
を定期的に実施すること。

2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所  
にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際し  
て必要な設備を有するものとする。

3 (略)  
(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若  
しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由に  
より、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練  
その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若  
しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介  
護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養  
病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定  
によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政  
令第412号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する病床により構  
成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介  
護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 (略)

2 (略)

(定員の遵守)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第181条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第178条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(定員の遵守)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第181条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項、第141条及び第141条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設

設に関するものに限る。)を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニ



ットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けると。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けると。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械

及び器具を備えること。

## エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

## ア ユニット

### （ア）病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。  
ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第195条（略）

2～4（略）

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第195条（略）

2～4（略）

型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(定員の遵守)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) (略)

(従業者の員数)

第204条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該

5 (略)

(定員の遵守)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) (略)

(従業者の員数)

第204条 (略)

2～8 (略)

事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること

。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第215条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第215条 (略)

力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)  
(記録の整備)

第217条 (略)

2 (略)  
(記録の整備)

第217条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第214条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2及び第141条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第214条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者



は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

#### 第234条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第236条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第214条第3項の規定による結果等の記録  
(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の

は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

#### 第234条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第214条第3項に規定する結果等の記録  
(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の

2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2、第208条から第211条まで、第212条及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事

2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の4及び第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷

業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示及び目録の備え付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第248条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第246条第4項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事

地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示及び目録の備え付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(記録の整備)

第248条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第246条第4項に規定する結果等の記録

(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事

事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(5)～(7) (略)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、

故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(7) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、

サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 （略）

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 （略）  
（管理者）

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（記録の整備）

第262条 （略）

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第259条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の

サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 （略）

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6～8 （略）  
（管理者）

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（記録の整備）

第262条 （略）

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(9) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

(5) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

第6条 郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) <u>第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) <u>次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに</p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) <u>次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところに</p>



よるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第80条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第78号。第118条第4項及び第

よるものとする。

(1)～(7) (略)

(8)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第80条 (略)

2 (略)

175条第1項第1号において「介護老人保健施設条例」という。)第3条又は郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年郡山市条例第31号。第118条第4項及び第175条第1項第4号において「介護医療院条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第84条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第84条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記

記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この条において「理学療法士等」という。）が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第126条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用

録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この条において「理学療法士等」という。）が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(16) (略)

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(9)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(5)・(6) (略)

第118条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第3条又は介護医療院条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第123条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(3)・(4) (略)

第118条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第123条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場

(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設条例第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条及び第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

（郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

(9)～(12) (略)

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（郡山市介護老人保健施設の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第78号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年郡山市条例第31号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条及び第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)



改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただ</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>

し、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第6条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第6条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び第4章の規定(第32条第29号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければならないこと

一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  
ア～ウ (略)

エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第17条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  
ア～ウ (略)

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ (略)

(17)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。））、

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17)～(28) (略)

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。））、

第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

（郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サ</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サ</p>

ービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第12条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、

ービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第12条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、



当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し

当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し

、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

(10)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	(略)
(略)		

7～13 (略)  
(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)
(略)		

7～13 (略)  
(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修

型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第75号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

を定期的に実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第65条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ

(記録の整備)

第65条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ

し、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

## 第84条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感

し、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

## 第84条 (略)

染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7・8 （略）  
（記録の整備）

第86条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に

2・3 （略）  
（記録の整備）

第86条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に

に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第77条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第77条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識すること



2 (略)	<p>ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
-------	--

(郡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 郡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第16条第5項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第25条 養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>6～12 (略)</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第25条 養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>

。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

2 (略)

(郡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 郡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第76号。以下「<u>指定地域密着型サービス条例</u>」という。)第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>11 <u>指定介護老人福祉施設(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、かつ入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。)</u>に郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第75号。次項において「<u>指定居宅サービス等基準条例</u>」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第79号)第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項及び次項において「<u>指定短期入所生活介護事業所等</u>」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第76号)第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>

定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第80号）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条（略）

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条（略）

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子の計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(入所者に関する市町村への通知)

第24条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定

用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(入所者に関する市への通知)

第24条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(管理者による管理)

第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施

介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第33条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関であ

設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力病院等)

第33条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

る場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)  
(掲示)

第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの

2 (略)  
(掲示)

第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの

提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第54条において準用する場合を含む。）、第12条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第24条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第54条において準用する場合を含む。）、第12条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。



2 (略)

2 (略)

(郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の<u>医師</u>、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 <u>医師</u>、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 病院 <u>医師</u>又は<u>栄養士</u>若しくは<u>管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) <u>診療所</u> <u>医師</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は<u>介護支援専門員</u>(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p>

7 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(入所者に関する市町村への通知)

第24条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

7 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(入所者に関する市への通知)

第24条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第76号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第32条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

(協力医療機関等)

(1)・(2) (略)

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第76号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第32条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

(協力病院)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った市長に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院し

第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

た後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(掲示)

第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  
に開催しなければならない。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

2 (略)

(掲示)

第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

- (2) 第11条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
  - (3) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (6) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (7) 第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (勤務体制の確保等)

第51条 (略)  
2～4 (略)

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)  
(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第53条において準用する場合を含む。）、第12条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

- (2) 第11条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
  - (3) 第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) 第24条に規定する市への通知に係る記録
  - (6) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (勤務体制の確保等)

第51条 (略)  
2～4 (略)

5 (略)  
(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第53条において準用する場合を含む。）、第12条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

(郡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 郡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第64号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第2条—<u>第31の3</u>)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則 (記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (職員の配置の基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第75号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第2条—<u>第31の2</u>)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則 (記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (職員の配置の基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

に規定する指定短期入所生活介護事業所又は郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第79号）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営にする基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第76号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第80号。以下、「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（緊急時等の対応）

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の

（緊急時等の対応）

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の



病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第23条 (略)

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで及び第12条から第31条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする

(協力医療機関等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(施設長の責務)

第23条 (略)

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで及び第12条から第31条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする

(協力病院等)

第27条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 （略）

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第40条 （略）

2～4 （略）

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

2 （略）

（勤務体制の確保等）

第40条 （略）

2～4 （略）

6 (略)

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条の3まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第45条 (略)

2～10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 (略)

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条の2まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の2まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第45条 (略)

2～10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第75号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第79号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 (略)  
(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで及び第31条から第31条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条の3まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条に

ができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第76号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第80号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 (略)  
(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、第31条及び第31条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条の2まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において

において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで及び第31条から第31条の3まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条から第31条の3まで、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条の3まで」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条から第31条の3まで、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。

準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、第31条及び第31条の2」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第31条の2まで」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。

(郡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 郡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第17条第4項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第17条第3項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>

- (4) 第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録  
(5) 第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録  
(職員配置の基準)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5～13 (略)

(入所申込者等に対する説明等)

第12条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調整するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7 (略)

(協力医療機関等)

- (4) 第31条第2項の苦情の内容等の記録  
(5) 第33条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録  
(職員配置の基準)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5～13 (略)

(入所申込者等に対する説明等)

第12条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7 (略)

(協力医療機関等)

第27条 (略)

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協定医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(掲示)

第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規

第27条 (略)

2 (略)

(掲示)

第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規

程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（電磁的記録等）

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 （略）

附 則

（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）

12～15 （略）

16 第12項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

17～22 （略）

（軽費老人ホームB型の職員配置の基準）

40 （略）

程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（電磁的記録等）

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）

附 則

（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）

12～15 （略）

16 第12項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

17～22 （略）

（軽費老人ホームB型の職員配置の基準）

40 （略）



41 前項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

42・43 (略)

41 前項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

42・43 (略)

(郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第14条 郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年郡山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の</p>

他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第76号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(入所者に関する市への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第76号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

3 (略)

(協力医療機関等)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行った市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

3 (略)

(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)  
(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。  
(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)  
(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録  
 (6)・(7) (略)  
 (勤務体制の確保等)  
 第52条 (略)  
 2～4 (略)  
 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。  
 6 (略)  
 (電磁的記録等)  
 第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）、第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

(5) 第25条の規定による市への通知に係る記録  
 (6)・(7) (略)  
 (勤務体制の確保等)  
 第52条 (略)  
 2～4 (略)  
 5 (略)  
 (電磁的記録等)  
 第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）、第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

(郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則            (虐待の防止に係る経過措置)</p>	<p>附 則            (虐待の防止に係る経過措置)</p>

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）並びに第4条の規定による改正後の郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新介護予防サービス等基準第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第96条及び新介護予防サービス等基準条例第92条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の郡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第29条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の郡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第30条、第8条の規定による改正後の郡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第2条第4項、第40条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第9条の規定による改正後の郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第2条第4項、第39条の2（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第10条の規定による改正後の郡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第2条第4項、第38条の2（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第3項、第11条の規定による改正後の郡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第

52条において準用する場合を含む。)、第12条の規定による改正後の郡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)、第2条第4項、第33条の2(新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び附則第48項において準用する場合を含む。)、附則第6項及び附則第34項並びに第13条の規定による改正後の郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)、第2条第4項、第40条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)、及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第30条(新居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第77条、第87条、第96条、第107条(新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条、第164条(新居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の12(新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新地域密着型サービス基準条例第203条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第169条及び第187条、新介護予防サービス等基準条例第55条(新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条(新介護予防サービス等基準条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条(新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条に



(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条、新介護老人ホーム基準条例第7条、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条、新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条、新特別介護老人ホーム基準条例第7条（新特別介護老人ホーム基準条例48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別介護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第7条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び附則第48項において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第33条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等

基準条例第55条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第23条の2、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第29条の2（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第28条の2（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第24条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び附則第48項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第9条第2項第2号及び第277条第1項の改正規定、第

3条中郡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第4項第2号の改正規定及び同項を同条第5項とする改正規定（同条第4項第2号の改正規定に限る。）並びに第33条第1項の改正規定、第4条中郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第10条第2項第2号及び第204条第1項の改正規定、第5条中郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第51条の2第2項第2号及び第267条第1項の改正規定、第7条中郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第6条第4項第2号及び第35条第1項の改正規定、第8条中郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定、第10条中郡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定、第11条中郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例第6条第2項第2号及び第54条第1項の改正規定、第13条中郡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例第12条第3項第2号及び第34条第1項の改正規定並びに第14条中郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条及び第6条の規定 令和6年6月1日

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第34条第3項（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準条例第261条第3項（新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の郡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第55条の4第3項（新介護予防サービス等基準条例

第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条及び第235条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等基準条例第247条第3項（新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後の郡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第34条第3項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後の郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第34条第3項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第13条の規定による改正後の郡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第28条第3項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び附則第48項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第3項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第14条の規定による改正後の郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第35条第3項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第155条第6項（新居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第174条第8項、第194条第6項、第209条第8項、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第198条第7号、新介護予防サービス等基準条例第137条第3項（新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）、第178条第3項（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用

については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第166条の2（新居宅サービス等基準条例第181条、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）及び第237条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第107条の2（新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第178条、第190条、第203条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第141条の2（新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）及び第218条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第40条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第39条の3（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の郡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第31条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第40条の3（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第228条の2及び新介護予防サービス等基準条例第211条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 6 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第173条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の郡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第1項、新指定介護老人福祉施設基準条例第33条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第33条第1項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第27条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(提 案 要 旨)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように制定する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第2条 法第38条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第3条 法第45条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第4条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置

(3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

(4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、雨水貯留浸透施設等の標識について設置基準を定める。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |          |                                |               |
|----------|--------------------------------|---------------|
| 1 契約の目的  | 開成館改修工事                        |               |
| 2 工事場所   | 郡山市開成三丁目地内                     |               |
| 3 工事概要   | 福島県指定重要文化財（建造物）改修・電気設備・機械設備等工事 |               |
|          | 構造 木造                          |               |
|          | 階数 地上3階建                       |               |
|          | 延床面積 1,363.47平方メートル            |               |
| 4 契約金額   | 金943,800,000円                  |               |
| 5 契約の方法  | 随意契約                           |               |
| 6 契約の相手方 | 福島市野田町6-6-76                   |               |
|          | 松井建設株式会社福島営業所                  |               |
|          | 所長 福田 将基                       |               |
| 7 支出科目   | 令和5年度（継続費）                     |               |
|          | 一般会計                           |               |
|          | (款) 10 教育費                     | 11 災害復旧費      |
|          | (項) 3 社会教育費                    | 3 文教施設災害復旧費   |
|          | (目) 3 文化振興費                    | 1 社会教育施設災害復旧費 |

(提案要旨)

開成館改修工事の請負契約を締結する。



工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得たため池防災・減災事業（酒蓋池）対策工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める

。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

記

4 契約金額中「822,789,000円」を「805,615,800円」に改める。

(提 案 要 旨)

浚渫土量の減少等に伴い、契約金額を変更する。

## 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

## 記

路線番号	路線名	起 点	終 点
332169	大根田線	片平町字大根田1番2地先	片平町字大根田3番9地先
332170	富田西一丁目1号線	富田西一丁目28番地先	富田西一丁目76番地先
332171	川田二丁目8号線	三穂田町川田二丁目95番1地先	三穂田町川田二丁目68番1地先
332172	上ノ台中ノ林1号線	三穂田町八幡字上ノ台76番1地先	三穂田町八幡字中ノ林4番1地先
341157	東屋敷2号線	三穂田町八幡字東屋敷24番地先	三穂田町八幡字東屋敷24番地先
431746	三河尻1号線	日和田町字三河尻90番3地先	日和田町字三河尻51番1地先
431747	原財ノ木原1号線	日和田町字原12番376地先	日和田町字財ノ木原35番地先
431748	財ノ木原原1号線	日和田町字財ノ木原15番1地先	日和田町字原7番8地先
431749	三河尻原線	日和田町字三河尻76番4地先	日和田町字原3番2地先
431750	南原原1号線	日和田町字南原3番2地先	日和田町字原12番36地先
431751	大山田原線	日和田町字大山田15番2地先	日和田町字原12番112地先

路線番号	路線名	起 点	終 点
431752	三河尻2号線	日和田町字三河尻13番1地先	日和田町字三河尻82番1地先
431753	原4号線	日和田町字原12番65地先	日和田町字原12番43地先
431754	小山田大山田線	日和田町字小山田20番地先	日和田町字大山田20番2地先
431755	千峯坦南原1号線	日和田町字千峯坦66番7地先	日和田町字南原2番118地先
431756	小山田線	日和田町字小山田21番4地先	日和田町字小山田13番地先
431757	千峯坦1号線	日和田町字千峯坦8番4地先	日和田町字千峯坦95番7地先
431758	千峯坦2号線	日和田町字千峯坦85番2地先	日和田町字千峯坦49番地先
431759	千峯坦小山田線	日和田町字千峯坦78番1地先	日和田町字小山田21番4地先
431760	千峯坦3号線	日和田町字千峯坦64番32地先	日和田町字千峯坦64番2地先
431761	原5号線	日和田町字原12番356地先	日和田町字原12番20地先
431762	財ノ木原原2号線	日和田町字財ノ木原14番1地先	日和田町字原4番1地先
431763	原6号線	日和田町字原8番1地先	日和田町字原12番306地先
431764	財ノ木原原3号線	日和田町字財ノ木原15番4地先	日和田町字原12番354地先
431765	仁井町原線	日和田町字仁井町54番1地先	日和田町字原4番5地先

路線番号	路線名	起 点	終 点
431766	三河尻財ノ木原1号線	日和田町字三河尻75番3地先	日和田町字財ノ木原6番9地先
431767	原財ノ木原2号線	日和田町字原12番260地先	日和田町字財ノ木原7番1地先
431768	原7号線	日和田町字原12番141地先	日和田町字原12番424地先
431769	三河尻財ノ木原2号線	日和田町字三河尻75番1地先	日和田町字財ノ木原14番1地先
431770	原8号線	日和田町字原12番47地先	日和田町字原1番1地先
431771	大山田1号線	日和田町字大山田6番地先	日和田町字大山田7番地先
431772	三河尻3号線	日和田町字三河尻22番1地先	日和田町字三河尻109番6地先
431773	三河尻4号線	日和田町字三河尻67番7地先	日和田町字三河尻57番8地先
431774	三河尻5号線	日和田町字三河尻55番地先	日和田町字三河尻53番地先
431775	三河尻仁井町線	日和田町字三河尻70番地先	日和田町字仁井町66番1地先
431776	三河尻6号線	日和田町字三河尻57番3地先	日和田町字三河尻69番3地先
431777	三河尻7号線	日和田町字三河尻60番8地先	日和田町字三河尻57番8地先
431778	向山三河尻線	日和田町字向山40番2地先	日和田町字三河尻57番4地先
431779	三河尻8号線	日和田町字三河尻119番1地先	日和田町字三河尻60番8地先

路線番号	路線名	起 点	終 点
431780	千峯坦三河尻線	日和田町字千峯坦 1 番 4 地先	日和田町字三河尻119番 1 地先
431781	三河尻 9 号線	日和田町字三河尻103番 2 地先	日和田町字三河尻109番 2 地先
431782	大山田 2 号線	日和田町字大山田20番11地先	日和田町字大山田20番10地先
431783	日和田南原 1 号線	日和田町字南原 2 番322地先	日和田町字南原 2 番256地先
431784	日和田南原 2 号線	日和田町字南原 2 番337地先	日和田町字南原 2 番426地先
431785	日和田南原 3 号線	日和田町字南原 2 番339地先	日和田町字南原 1 番10地先
431786	南原小山田線	日和田町字南原 2 番40地先	日和田町字小山田20番地先
431787	日和田南原 4 号線	日和田町字南原 2 番23地先	日和田町字南原 2 番44地先
431788	日和田南原 5 号線	日和田町字南原 2 番142地先	日和田町字南原 2 番23地先
431789	日和田南原 6 号線	日和田町字南原 2 番132地先	日和田町字南原 2 番324地先
431790	日和田南原 7 号線	日和田町字南原 2 番20地先	日和田町字南原 2 番20地先
431791	日和田南原 8 号線	日和田町字南原 2 番377地先	日和田町字南原 2 番374地先
431792	日和田南原 9 号線	日和田町字南原 2 番101地先	日和田町字南原 2 番142地先
431793	千峯坦南原 2 号線	日和田町字千峯坦66番 3 地先	日和田町字南原 2 番267地先

路線番号	路線名	起 点	終 点
431794	日和田南原10号線	日和田町字南原 2 番248地先	日和田町字南原 2 番69地先
431795	千峯坦 4 号線	日和田町字千峯坦59番 1 地先	日和田町字千峯坦51番地先
431796	千峯坦 5 号線	日和田町字千峯坦30番12地先	日和田町字千峯坦52番 2 地先
431797	千峯坦 6 号線	日和田町字千峯坦81番 1 地先	日和田町字千峯坦56番 3 地先
431798	千峯坦 7 号線	日和田町字千峯坦78番 2 地先	日和田町字千峯坦 8 番 4 地先
431799	千峯坦 8 号線	日和田町字千峯坦78番 6 地先	日和田町字千峯坦53番地先
431800	千峯坦 9 号線	日和田町字千峯坦77番18地先	日和田町字千峯坦60番 5 地先
431801	千峯坦10号線	日和田町字千峯坦41番 1 地先	日和田町字千峯坦64番53地先
431802	千峯坦11号線	日和田町字千峯坦70番 3 地先	日和田町字千峯坦69番 2 地先
431803	川坂 1 号線	日和田町字川坂29番 3 地先	日和田町字川坂24番 5 地先
431804	東河坂川坂 1 号線	日和田町字東河坂15番12地先	日和田町字川坂28番 1 地先
431805	東河坂線	日和田町字東河坂22番 2 地先	日和田町字東河坂20番17地先
431806	東河坂川坂 2 号線	日和田町字東河坂 5 番12地先	日和田町字川坂34番 5 地先
431807	向山川坂線	日和田町字向山22番27地先	日和田町字川坂36番 9 地先

路線番号	路線名	起 点	終 点
431808	東河坂向山1号線	日和田町字東河坂4番10地先	日和田町字向山11番4地先
431809	東河坂向山2号線	日和田町字東河坂1番16地先	日和田町字向山23番4地先
431810	向山東河坂1号線	日和田町字向山19番1地先	日和田町字東河坂4番1地先
431811	向山東河坂2号線	日和田町字向山37番4地先	日和田町字東河坂1番3地先
431812	日和田向山2号線	日和田町字向山28番12地先	日和田町字向山26番5地先
431813	日和田向山3号線	日和田町字向山33番14地先	日和田町字向山22番21地先
431814	榎ノ木作向山線	日和田町字榎ノ木作8番2地先	日和田町字向山22番22地先
431815	日和田向山4号線	日和田町字向山33番9地先	日和田町字向山28番11地先
431816	向山榎ノ木作線	日和田町字向山50番地先	日和田町字榎ノ木作8番2地先
431817	日和田向山5号線	日和田町字向山37番7地先	日和田町字向山37番4地先
431818	日和田向山6号線	日和田町字向山39番2地先	日和田町字向山33番2地先
431819	川坂2号線	日和田町字川坂27番9地先	日和田町字川坂12番9地先
431820	東河坂川坂3号線	日和田町字東河坂20番17地先	日和田町字川坂33番2地先
431821	川坂3号線	日和田町字川坂33番1地先	日和田町字川坂32番1地先

路線番号	路線名	起 点	終 点
431822	日和田向山7号線	日和田町字向山40番20地先	日和田町字向山5番地先
431823	日和田向山8号線	日和田町字向山22番14地先	日和田町字向山26番8地先
431824	五庵線	日和田町字五庵40番4地先	日和田町字五庵6番2地先
431825	朝日坦4号線	日和田町字朝日坦43番93地先	日和田町字朝日坦43番29地先
431826	西中島朝日坦線	日和田町字西中島33番1地先	日和田町字朝日坦34番2地先
45542	原五庵歩道線	日和田町字原12番346地先	日和田町字五庵43番2地先
45543	千峯坦三河尻歩道線	日和田町字千峯坦98番4地先	日和田町字三河尻85番地先
45544	千峯坦歩道1号線	日和田町字千峯坦6番2地先	日和田町字千峯坦1番2地先
45545	小山田歩道線	日和田町字小山田20番地先	日和田町字小山田2番地先
45546	小山田南原歩道線	日和田町字小山田34番地先	日和田町字南原20番7地先
45547	千峯坦歩道2号線	日和田町字千峯坦95番7地先	日和田町字千峯坦108番1地先
45548	千峯坦歩道3号線	日和田町字千峯坦8番3地先	日和田町字千峯坦8番4地先
45549	千峯坦歩道4号線	日和田町字千峯坦64番4地先	日和田町字千峯坦64番51地先
45550	千峯坦歩道5号線	日和田町字千峯坦74番1地先	日和田町字千峯坦75番4地先



路線番号	路線名	起 点	終 点
45551	榎ノ木作歩道線	日和田町字榎ノ木作2番1地先	日和田町字榎ノ木作5番3地先
45552	日和田南原歩道線	日和田町字南原10番4地先	日和田町字南原2番174地先

(提 案 要 旨)

市道路線を認定する。

# 市道認定路線図



片平町

大根田

郡山市立  
片平中学校

大根田

郡山市  
片平行政センター

一般県道 河内郡山線

主要地方道 郡山矢吹線

一般県道 河内郡山線

主要地方道 郡山矢吹線

# 市道認定路線図

東北自動車道

一級河川 馬場川

富田西一丁目

332170

一般国道49号

郡山市立  
富田小学校

郡山市  
富田行政センター

富田西一丁目

一級河川 逢瀬川

郡山市立  
富田西小学校

379



# 市道認定路線図



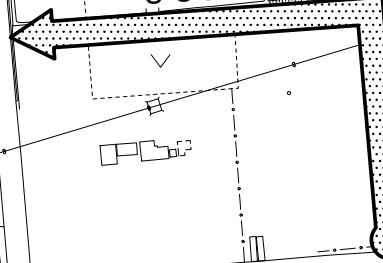
一級河川 西ノ川



三穂田町

332171

川田二丁目



主要地方道 郡山長沼線

川田二丁目

東北自動車道

郡山市立  
三穂田公民館  
川田分館

# 市道認定路線図



一級河川 多田野川

三穂田町八幡

中ノ林

332172

上ノ合

341157

東屋敷

東屋敷

一級河川 笹原川

主要地方道 郡山長沼線

郡山市立  
三穂田中学校

郡山市  
三穂田行政センター

# 市道認定路線図



# 市道認定路線図

福島県営  
日和田団地

日和田町

南原

千峯垣

千峯垣

431758



原

431754



小山田

千峯垣

431757

川坂集会所

一般国道288号

431753

大山田

431755

431756

431759

原

小山田

小山田

小山田

千峯垣

千峯垣

431760

千峯垣

千峯垣

383



# 市道認定路線図



日和田町

一級河川 藤田川



一般国道4号

一般国道288号

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

原

431762

431763

431764

431765

431766

431767

431769

431770

431771

財ノ木原

財ノ木原

財ノ木原

仁井町

財ノ木原  
原集会所

財ノ木原

三河尻

三河尻

大山田

大山田



# 市道認定路線図



仁井町

日和田町

一般河川

藤田川

東北本線

日の一町内会集会所

一般県道

須賀川二本松線

三河尻

三河尻

431775

431776

431774

三河尻

三河尻

431773

三河尻

三河尻

三河尻

三河尻

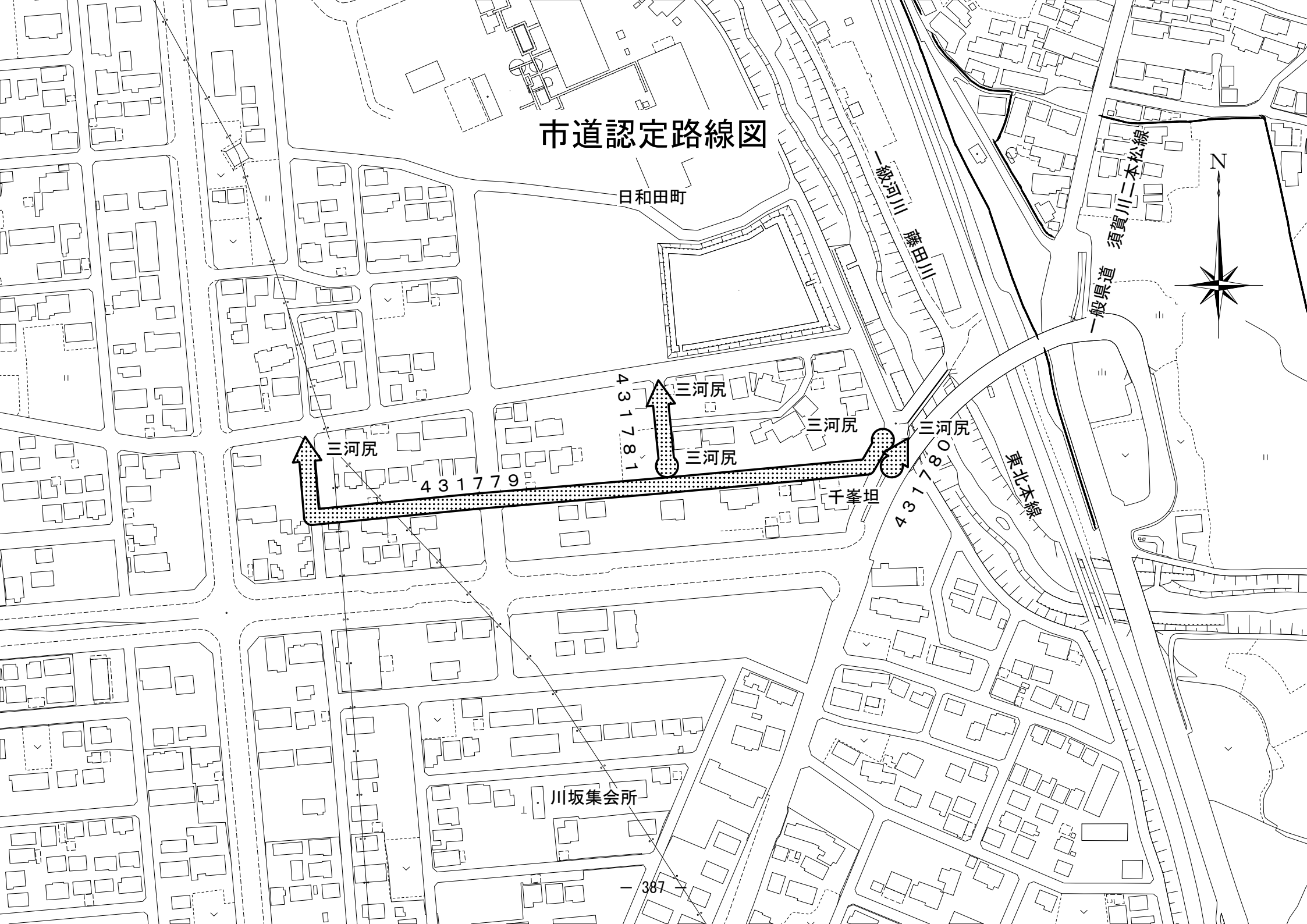
三河尻

431772

# 市道認定路線図



# 市道認定路線図



日和田町

一般河川 藤田川

一般県道 須賀川二本松線



三河尻

431779

431781

三河尻

三河尻

三河尻

千峯垣

431780

東北本線

川坂集会所

387

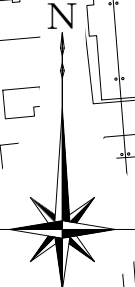
# 市道認定路線図

福島県営  
日和田団地

日和田町

小山田

一般国道288号



南原

南原

南原

431782

431784

431786

大山田

431783

南原

431785

南原

南原

南原

南原

431787

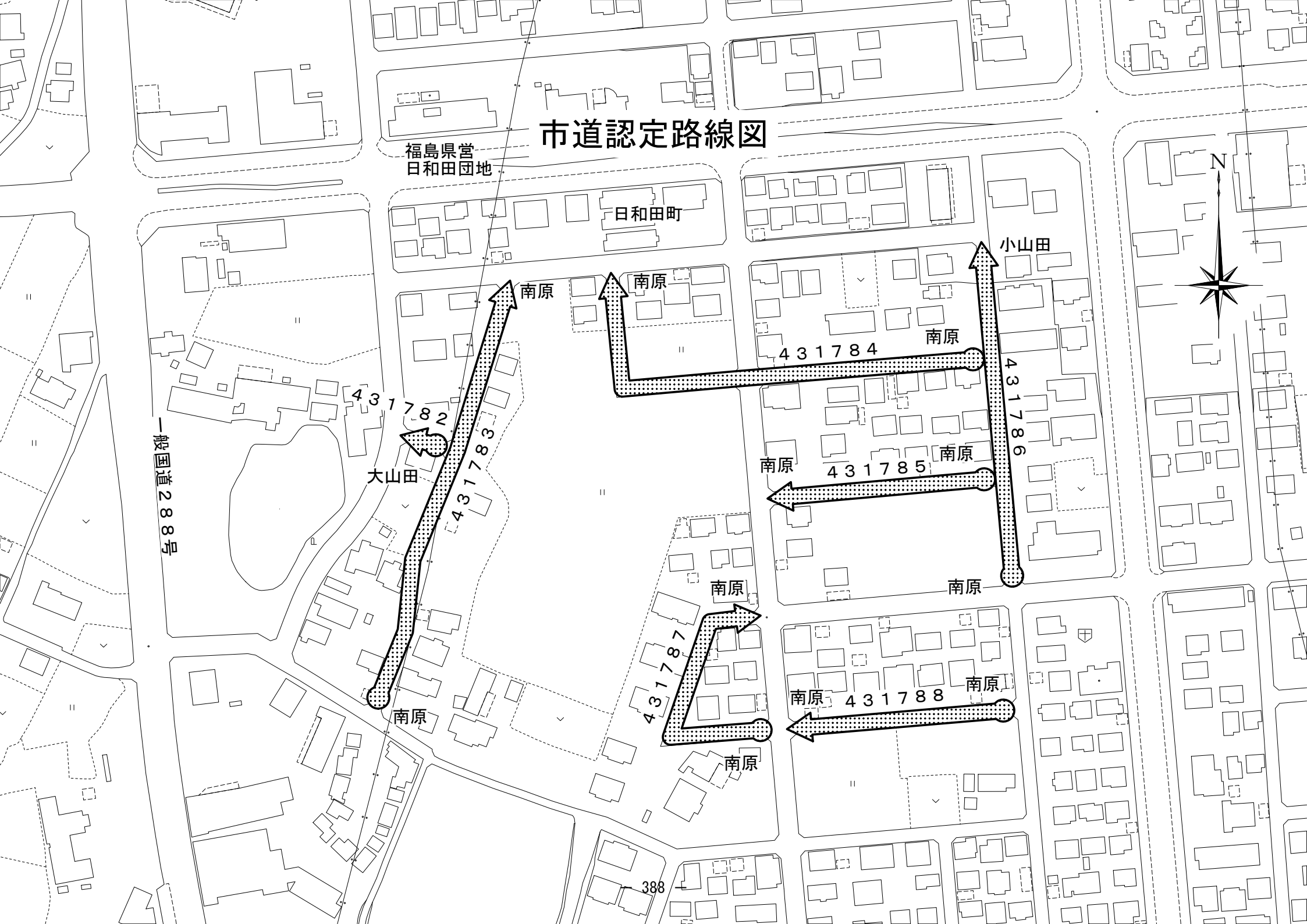
南原

431788

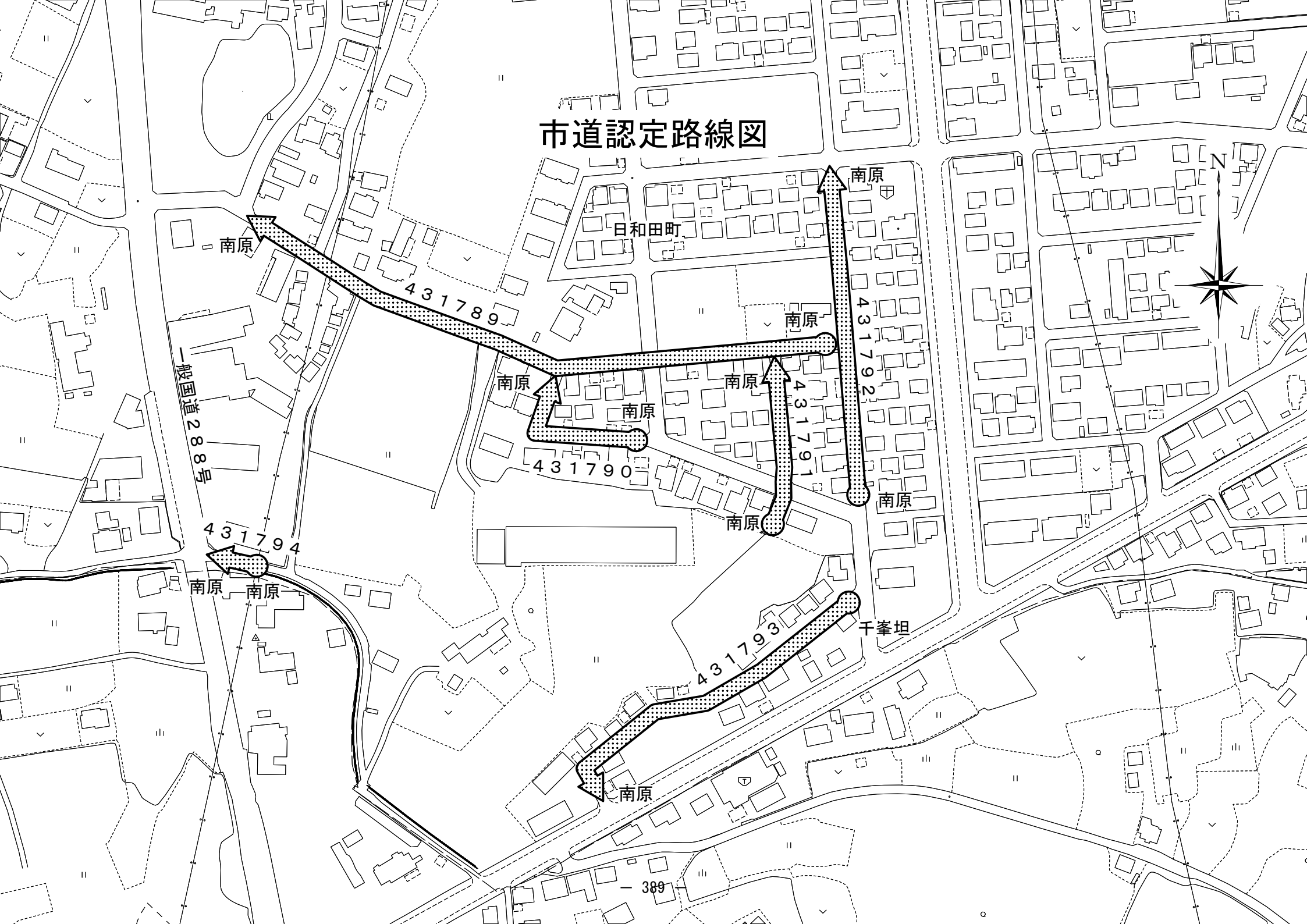
南原

南原

388



# 市道認定路線図



南原

日和田町

南原

431789

南原

一般国道288号

南原

南原

南原

南原

南原

南原

南原

431792

南原

431790

南原

431791

431794

南原

南原

千峯垣

431793

南原

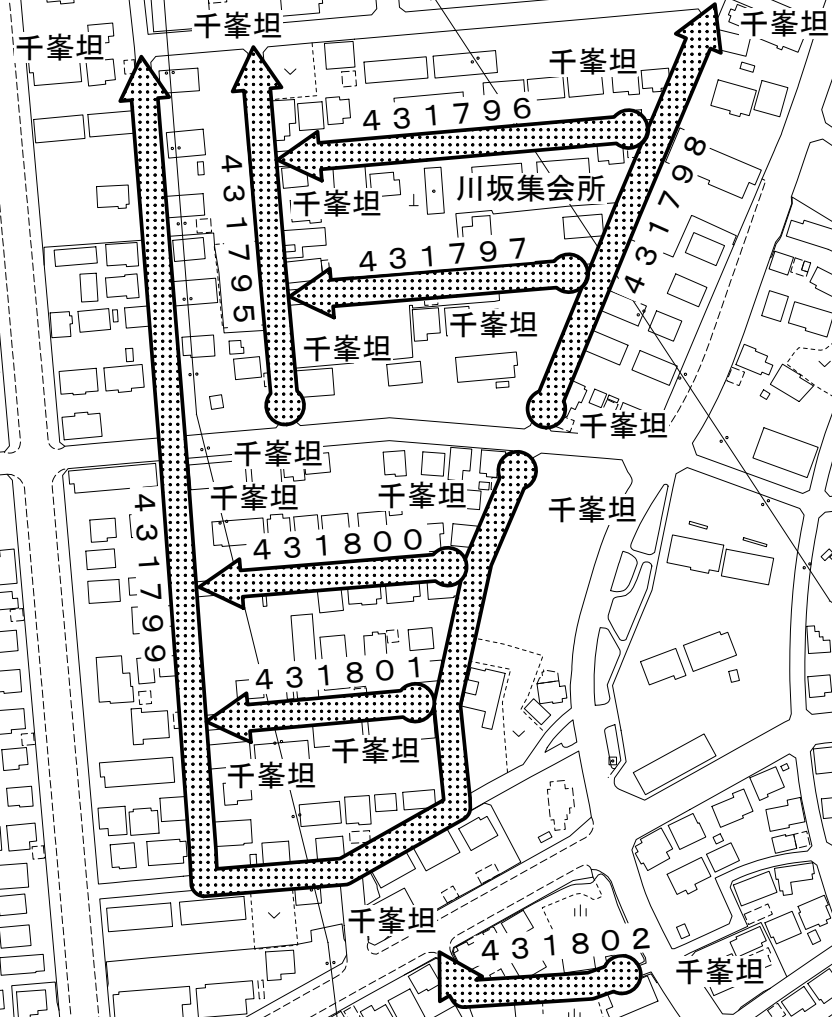
389

# 市道認定路線図

日和田町

一級河川 藤田川

N



一般県道 須賀川二本松線

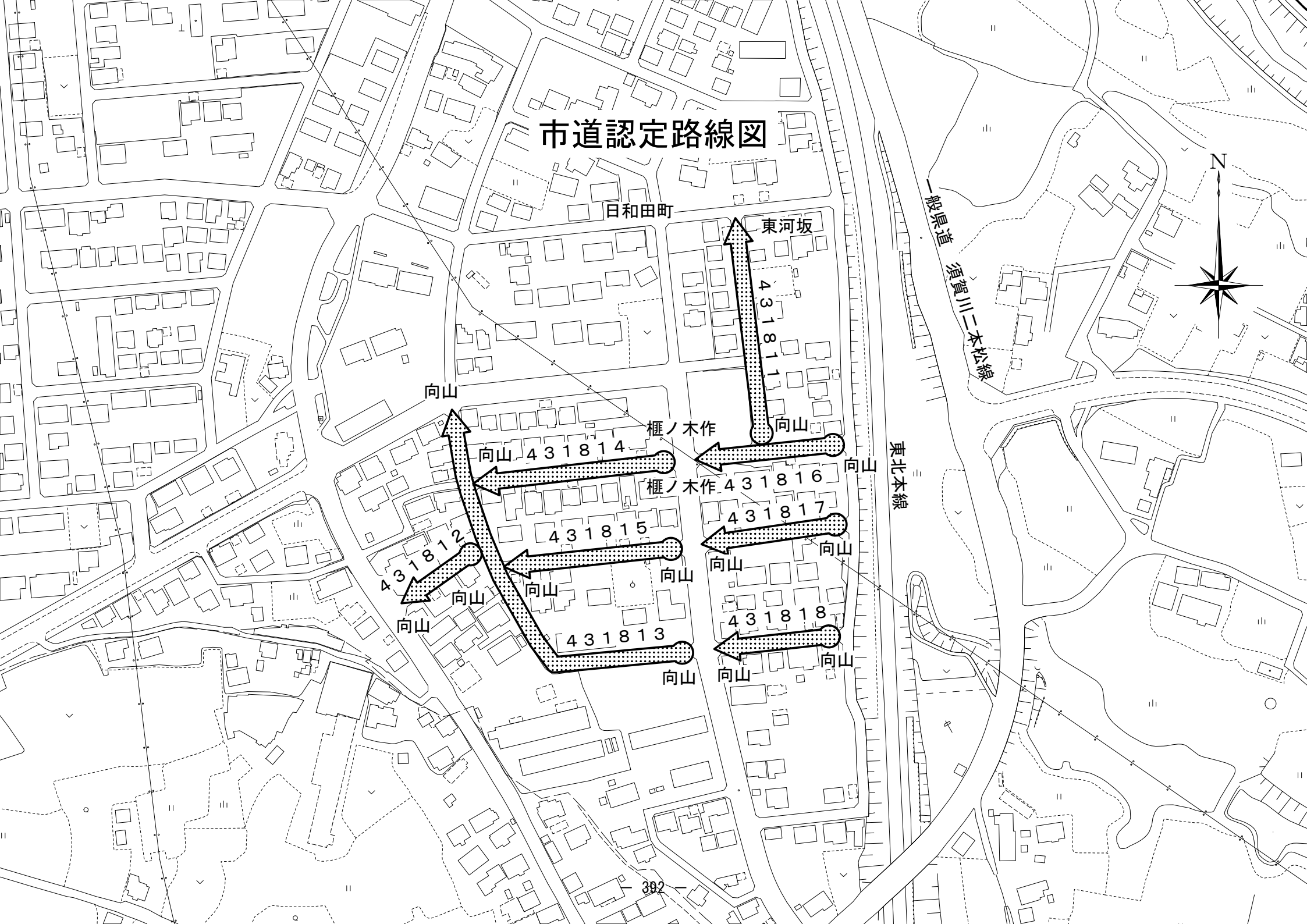
東北本線

390

# 市道認定路線図

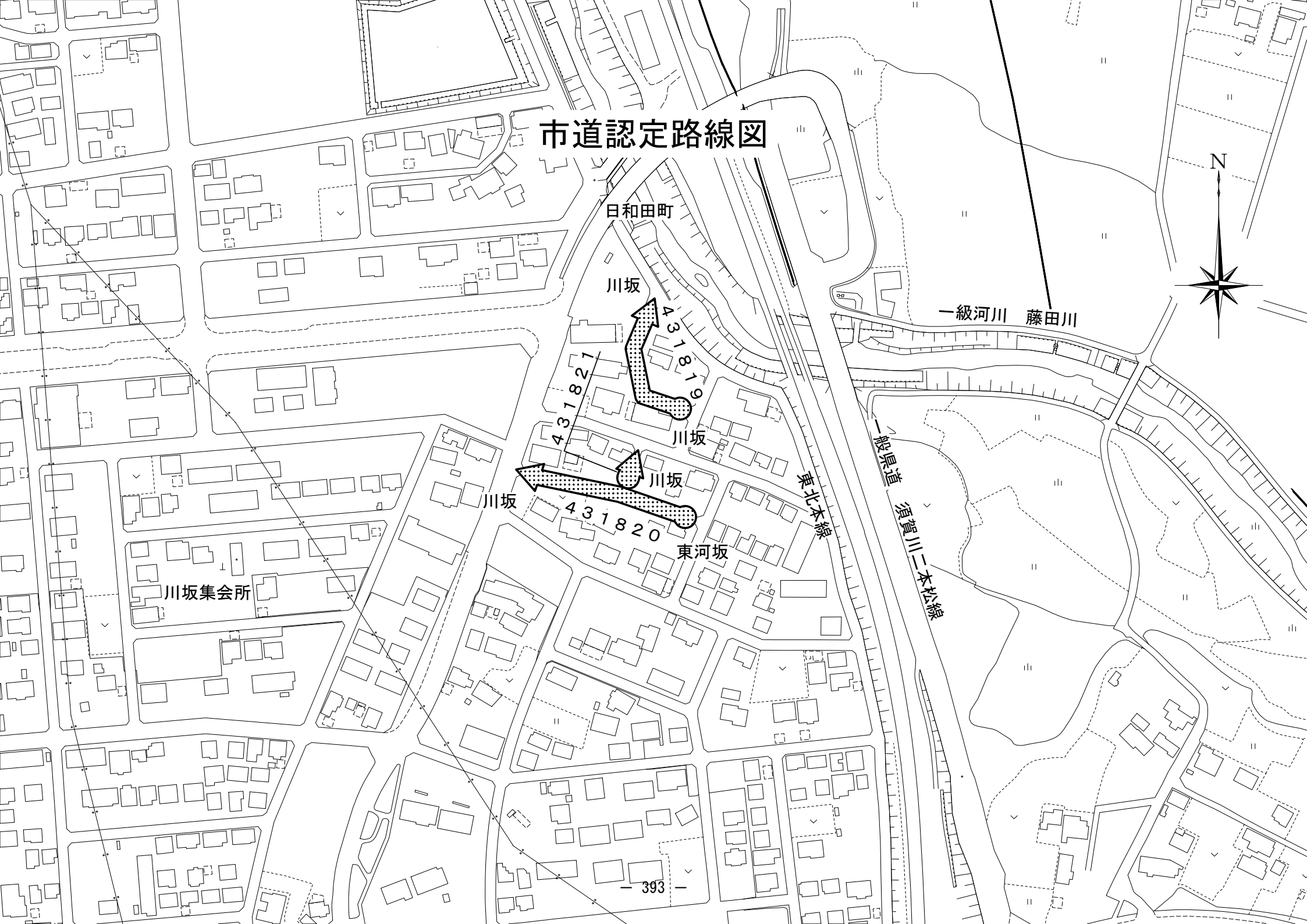


# 市道認定路線図





# 市道認定路線図



日和田町

川坂

川坂

川坂

東河坂

一級河川 藤田川

一般県道 須賀川二本松線

東北本線

川坂集会所

# 市道認定路線図

日和田町

4 3 1 8 2 3

向山

向山

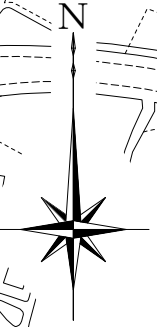
向山

4 3 1 8 2 2

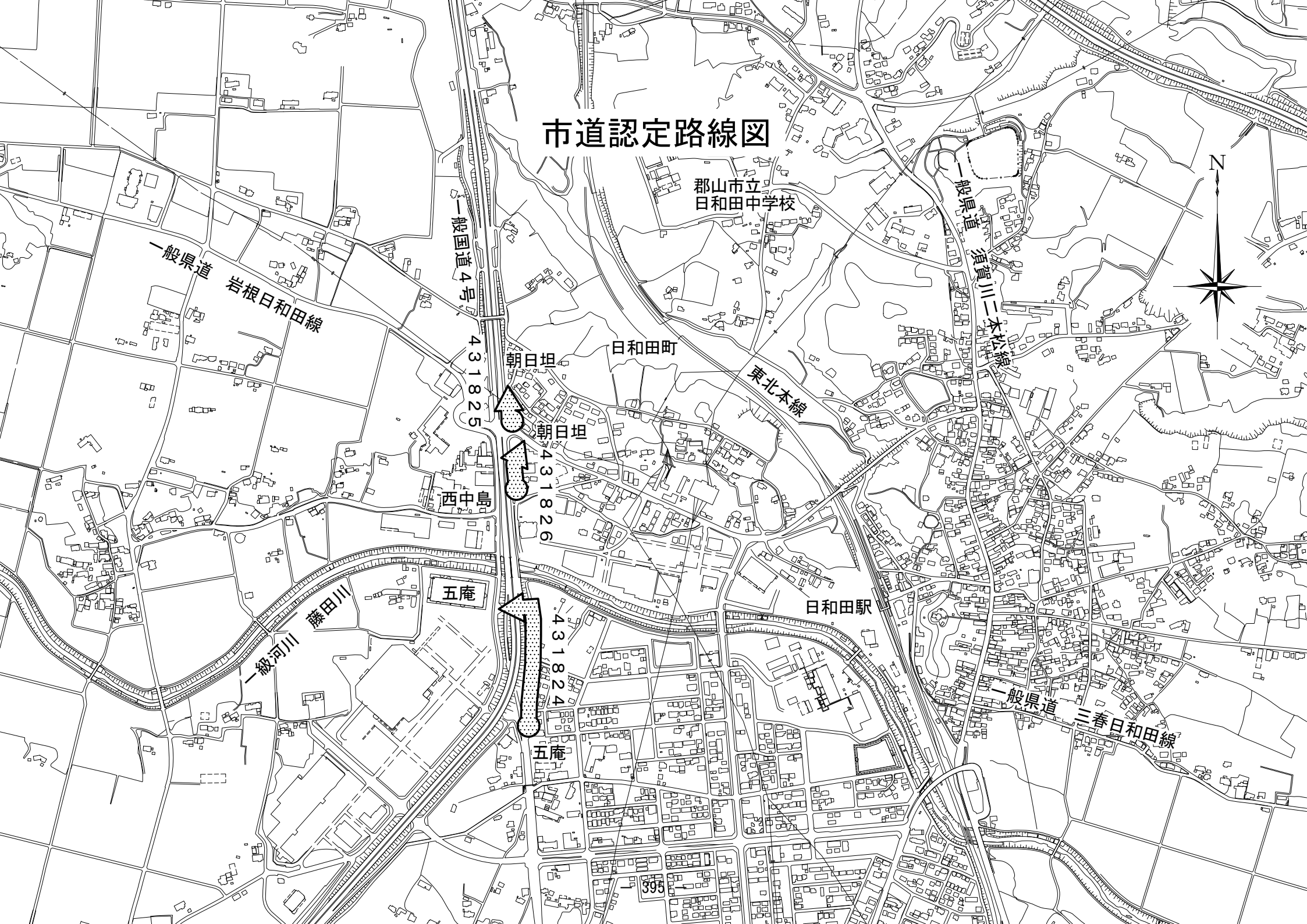
向山

東北本線

一般県道  
須賀川二本松線



# 市道認定路線図



郡山市立  
日和田中学校

一般県道  
岩根日和田線

一般国道4号

一般県道  
須賀川二本松線

日和田町

東北本線

朝日垣

朝日垣

西中島

五庵

日和田駅

一般県道  
三春日和田線

藤田

五庵

一般県道  
三春日和田線

395

# 市道認定路線図

日和田町



45542

五庵



原

一般国道4号

原集会所

一般国道288号

396

# 市道認定路線図

日和田町

東北本線

一級河川

藤田川

N

三河尻

千峯坦



4  
5  
5  
4  
3



4  
5  
5  
4  
4

千峯坦

千峯坦

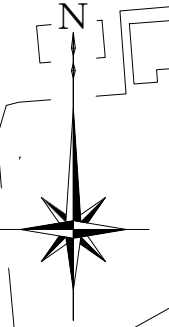
小山田

小山田



4  
5  
5  
4  
5

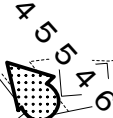
# 市道認定路線図



日和田町

南原

小山田



一般国道288号

# 市道認定路線図

日和田町

千峯垣

45547

千峯垣

45548

千峯垣

千峯垣

川坂集会所

399

一級河川 藤田川

東北本線

須賀川二本松線



# 市道認定路線図





# 市道認定路線図



一般国道288号

福島県営  
日和田団地

日和田町

南原

45552

南原



401

## 市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり市道路線を変更するものとする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

## 記

変 更 前				変 更 後			
路 線 号	路 線 名	起 点	終 点	路 線 号	路 線 名	起 点	終 点
2-111	八幡富岡線	三穂田町八幡字上ノ台76番1地先	三穂田町富岡字武士沢28番2地先	2-111	八幡富岡線	三穂田町八幡字川底3番12地先	三穂田町富岡字武士沢28番2地先
33581	庚坦原並西勝線	片平町字庚坦原345番1地先	片平町字並西勝52番1地先	33581	庚坦原並西勝線	片平町字庚坦原344番2地先	片平町字並西勝52番1地先
331976	豊年田4号線	富田町字豊年田11番4地先	富田町字豊年田5番1地先	331976	富田西二丁目1号線	富田西二丁目146番地先	富田西二丁目143番地先
332099	五斗蒔田1号線	富田町字五斗蒔田58番地先	富田町字五斗蒔田32番1地先	332099	富田西一丁目2号線	富田西一丁目112番地先	富田西一丁目160番地先
332106	町西五斗蒔田1号線	富田町字町西30番8地先	富田町字五斗蒔田24番1地先	332106	富田西一丁目3号線	富田西一丁目59番地先	富田西一丁目160番地先
34008	雷堂線	安積町笹川字雷堂33番1地先	安積町笹川字雷堂10番3地先	34008	雷堂蛇石1号線	安積町笹川字雷堂33番1地先	安積町笹川字蛇石47番1地先
34488	四斗蒔北高玉線	三穂田町駒屋字四斗蒔1番地先	三穂田町八幡字北高玉20番2地先	34488	四斗蒔高玉線	三穂田町駒屋字四斗蒔1番地先	三穂田町八幡字高玉34番地先
34496	後町4号線	三穂田町八幡字後町44番5地先	三穂田町八幡字後町37番地先	34496	後町4号線	三穂田町八幡字後町44番5地先	三穂田町八幡字後町43番3地先
341048	東屋敷後町線	三穂田町八幡字東屋敷24番地先	三穂田町八幡字後町44番1地先	341048	東山後町線	三穂田町八幡字東山31番地先	三穂田町八幡字後町44番1地先

変 更 前				変 更 後			
路 線 号	路 線 名	起 点	終 点	路 線 号	路 線 名	起 点	終 点
341055	中ノ林鼻毛線	三穂田町八幡字中ノ林 3番地先	三穂田町八幡字鼻毛15 番1地先	341055	中ノ林線	三穂田町八幡字中ノ林 3番地先	三穂田町八幡字中ノ林 5番1地先
341058	北関場平上松ノ 口線	三穂田町八幡字北関場 平17番3地先	三穂田町八幡字上松ノ 口17番地先	341058	北向上松ノ口線	三穂田町八幡字北向24 番3地先	三穂田町八幡字上松ノ 口17番地先
341059	八幡北向線	三穂田町八幡字北向11 番3地先	三穂田町八幡字北向24 番1地先	341059	八幡北向線	三穂田町八幡字北向20 番2地先	三穂田町八幡字北向24 番1地先
341115	粧坂上中沢線	三穂田町八幡字粧坂1 番1地先	三穂田町八幡字上中沢 154番1地先	341115	粧坂線	三穂田町八幡字粧坂1 番1地先	三穂田町八幡字粧坂18 番4地先
341136	高玉沢田線	三穂田町八幡字高玉19 番1地先	三穂田町八幡字沢田66 番地先	341136	高玉沢田線	三穂田町八幡字高玉19 番1地先	三穂田町八幡字沢田53 番2地先

(提 案 要 旨)

市道路線を変更する。

# 市道変更路線図（変更前）



武士沢

三穂田町富岡

主要地方道 長沼喜久田線

2-111

一級河川 多田野川

三穂田町八幡

郡山市立穂積小学校

上ノ台

郡山市立三穂田中学校

郡山市三穂田行政センター

主要地方道 郡山長沼線

一級河川 菅原川

400

# 市道変更路線図（変更後）



武士沢

三穂田町富岡

2-117

主要地方道 長沼喜久田線

三穂田町八幡

川底

主要地方道 郡山長沼線

郡山市  
三穂田行政センター

一級河川 菅原川

郡山市立  
穂積小学校

郡山市立  
三穂田中学校

N

405

# 市道変更路線図（変更前）



郡山市立  
片平中学校

郡山市  
片平行政センター

並西勝

片平町

一級河川 逢瀬川

主要地方道 郡山矢吹線

33581

東北自動車道

庚坦原

郡山市立  
小山田小学校

406

# 市道変更路線図（変更後）



郡山市立  
片平中学校

郡山市  
片平行政センター

並西勝

片平町

一級河川 逢瀬川

主要地方道 郡山矢吹線

33581

東北自動車道

庚坦原

郡山市立  
小山田小学校

407

# 市道変更路線図（変更前）



東北自動車道

一級河川 馬場川

富田町

332106

町西

五斗蒔田

五斗蒔田

豊年田

豊年田

331976

332099

五斗蒔田

郡山市立  
富田西小学校

郡山市立  
富田小学校

郡山市  
富田行政センター

408





# 市道変更路線図（変更前）



安積町笹川

一般県道 安積長沼線

一般国道4号

雷堂

34008

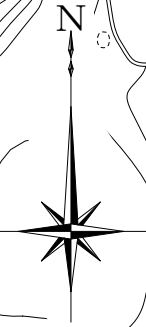
雷堂

主要地方道 郡山停車場線

安積大谷地集会所

須賀川市

1:410



# 市道変更路線図（変更後）



安積町笹川

一般県道 安積長沼線

一般国道4号

34008

蛇石

雷堂

安積大谷地集会所

主要地方道 郡山停車場線

須賀川市

# 市道変更路線図（変更前）



郡山立穂積小学校

北高玉

主要地方道 郡山長沼線

三穂田町八幡

多田野川

34488

四半郡

主要地方道 郡山矢吹線

菅原川

# 市道変更路線図（変更後）



# 市道変更路線図（変更前）

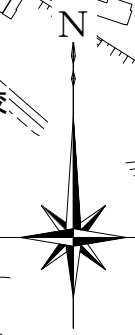


# 市道変更路線図（変更後）



# 市道変更路線図（変更前）

郡山市立  
穂積小学校



一級河川  
多田野川

上松ノ口

北向

三穂田町八幡

鼻毛

341058

341055

341059

北関場平

中ノ林

北向

郡山長沼線

主要地方道

郡山市  
三穂田行政センター



# 市道変更路線図（変更後）

郡山市立  
穂積小学校



一級河川  
多田野川

三穂田町八幡

上松ノ口 341058

北向

北向

341059

北向

中ノ林

341055

中ノ林

主要地方道

郡山長沼線

郡山市  
三穂田行政センター

- 417

# 市道変更路線図（変更前）



郡山市立  
穂積小学校

三穂田町八幡

上中沢

粧坂

主要地方道  
郡山長沼線

341136

341115

高玉

一級河川  
多田野川

沢田

# 市道変更路線図（変更後）



郡山市立  
穂積小学校

三穂田町八幡

粧坂

粧坂

高玉

沢田

主要地方道  
郡山長沼線

一級河川  
多田野川

## 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

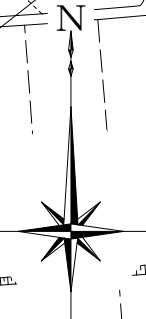
## 記

路線番号	路線名	起 点	終 点
331827	川田二丁目5号線	三穂田町川田二丁目96番地先	三穂田町川田二丁目100番1地先
332109	町西五斗蒔田2号線	富田町字町西14番4地先	富田町字五斗蒔田28番地先
34497	八幡沢田1号線	三穂田町八幡字沢田35番地先	三穂田町八幡字沢田62番1地先
34507	台田早稲田線	三穂田町八幡字台田2番1地先	三穂田町山口字早稲田132番3地先
341047	本穂積2号線	三穂田町八幡字本穂積62番地先	三穂田町八幡字本穂積43番地先
341050	後町3号線	三穂田町八幡字後町34番地先	三穂田町八幡字後町30番地先
341057	鼻毛北向線	三穂田町八幡字鼻毛16番1地先	三穂田町八幡字北向14番1地先
341066	豊年田3号線	富田町字豊年田13番3地先	富田町字豊年田5番1地先
341093	北関場小平次線	三穂田町八幡字北関場平50番2地先	三穂田町八幡字小平次4番地先
341113	八幡沢田2号線	三穂田町八幡字沢田78番2地先	三穂田町八幡字沢田43番地先
341150	本穂積1号線	三穂田町八幡字本穂積28番地先	三穂田町八幡字本穂積9番地先

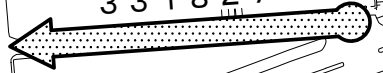
(提 案 要 旨)

市道路線を廃止する。

# 市道廃止路線図



331827



一級河川 西ノ川

東北自動車道

郡山市立  
三穂田公民館  
川田分館

主要地方道 郡山長沼線

川田二丁目

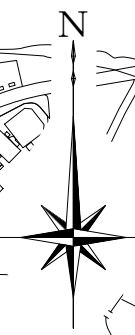
三穂田町

川田二丁目

# 市道廃止路線図



# 市道廃止路線図



早稲田

郡山市立  
穂積小学校

三穂田町八幡

34507

台田

主要地方道

郡山長沼線

一級河川

多田野川

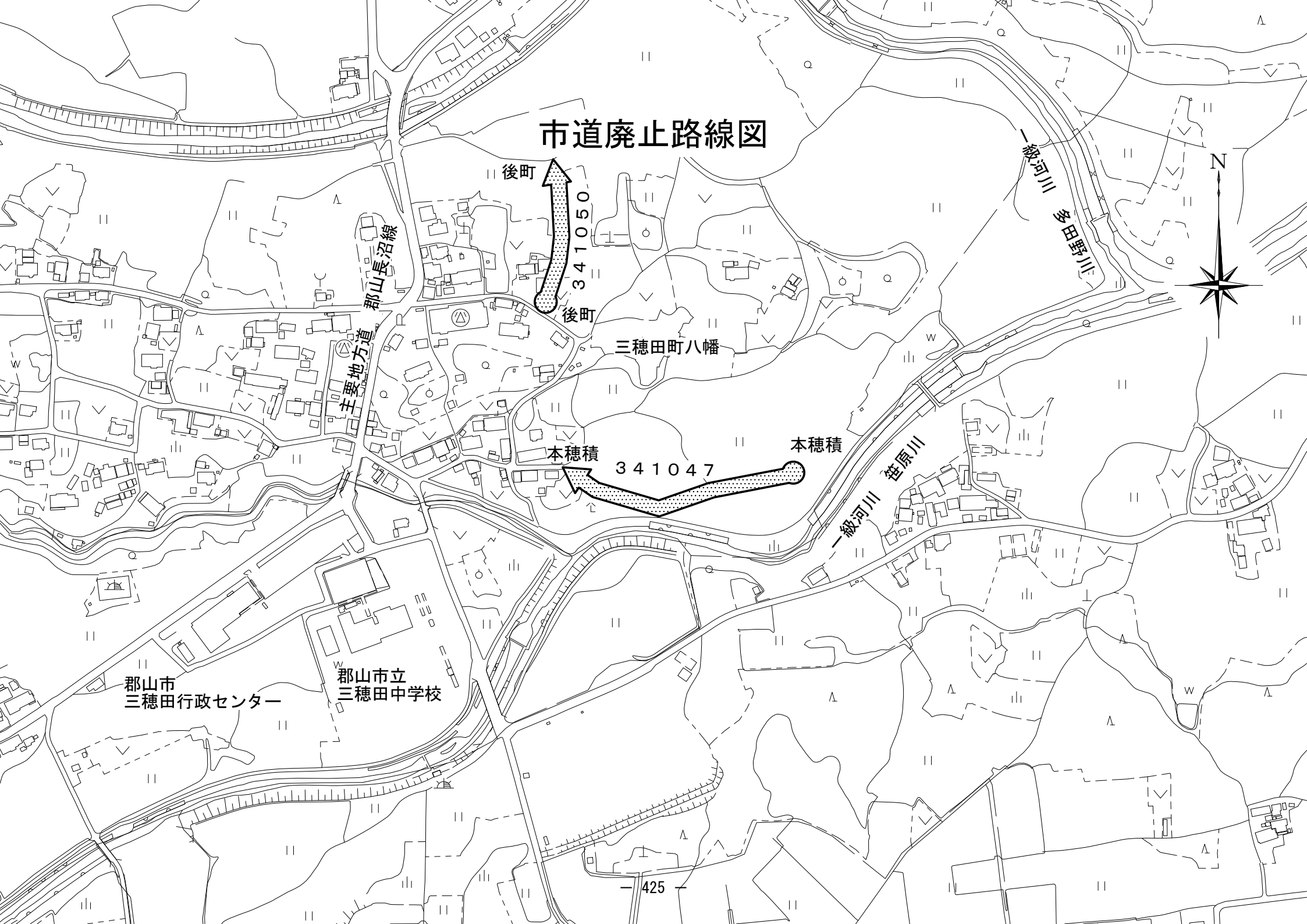
沢田

34497

沢田



# 市道廃止路線図



後町  
341050  
後町

三穂田町八幡

本穂積

341047

本穂積

一級河川 菅原川

一級河川 多田野川

郡山市  
三穂田行政センター

郡山市立  
三穂田中学校

425



# 市道廃止路線図



# 市道廃止路線図

東北自動車道

一級河川 馬場川

豊年田

富田町

豊年田

3 4 1 0 6 6

一級河川 逢瀬川

郡山市立  
富田西小学校

郡山市立  
富田小学校

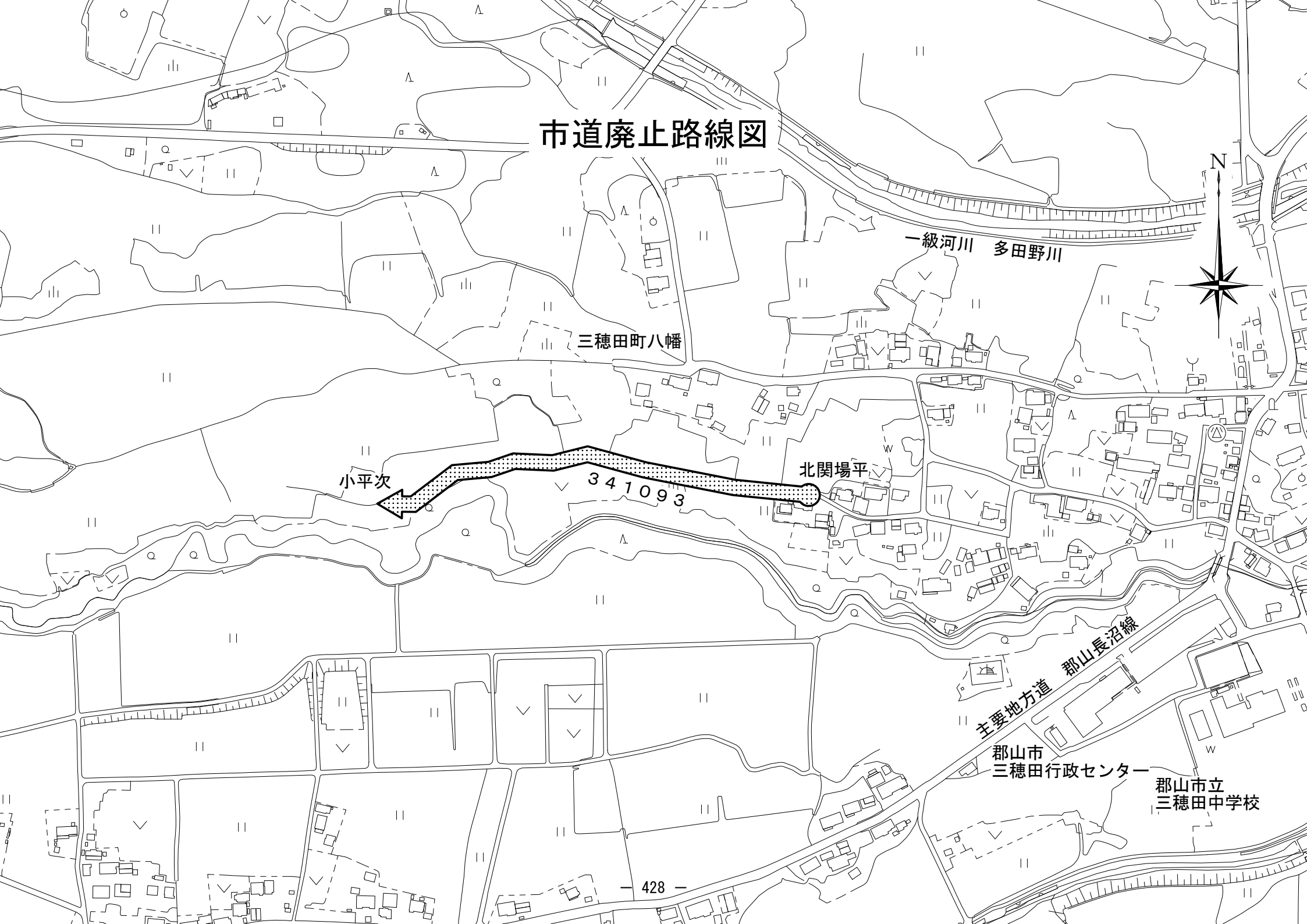
郡山市  
富田行政センター

一般国道49号

421



# 市道廃止路線図



一級河川 多田野川

三穂田町八幡

小平次

341093

北関場平

主要地方道 郡山長沼線

郡山市  
三穂田行政センター

郡山市立  
三穂田中学校

# 市道廃止路線図

郡山市立  
穂積小学校

主要地方道 郡山長沼線

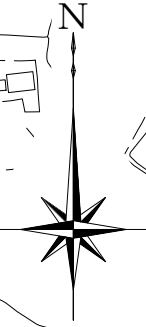
三穂田町八幡

沢田



一級河川 多田野川

一級河川 笹原川



# 市道廃止路線図



## 字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、同法同条第2項の規定による告示の日から施行するものとする。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

## 変更調書

編入する字名	左の字に編入される区域	
	旧字名	地番
富久山町八山田字牛ケ池	富久山町福原字惣ケ久保	85の9、85の10

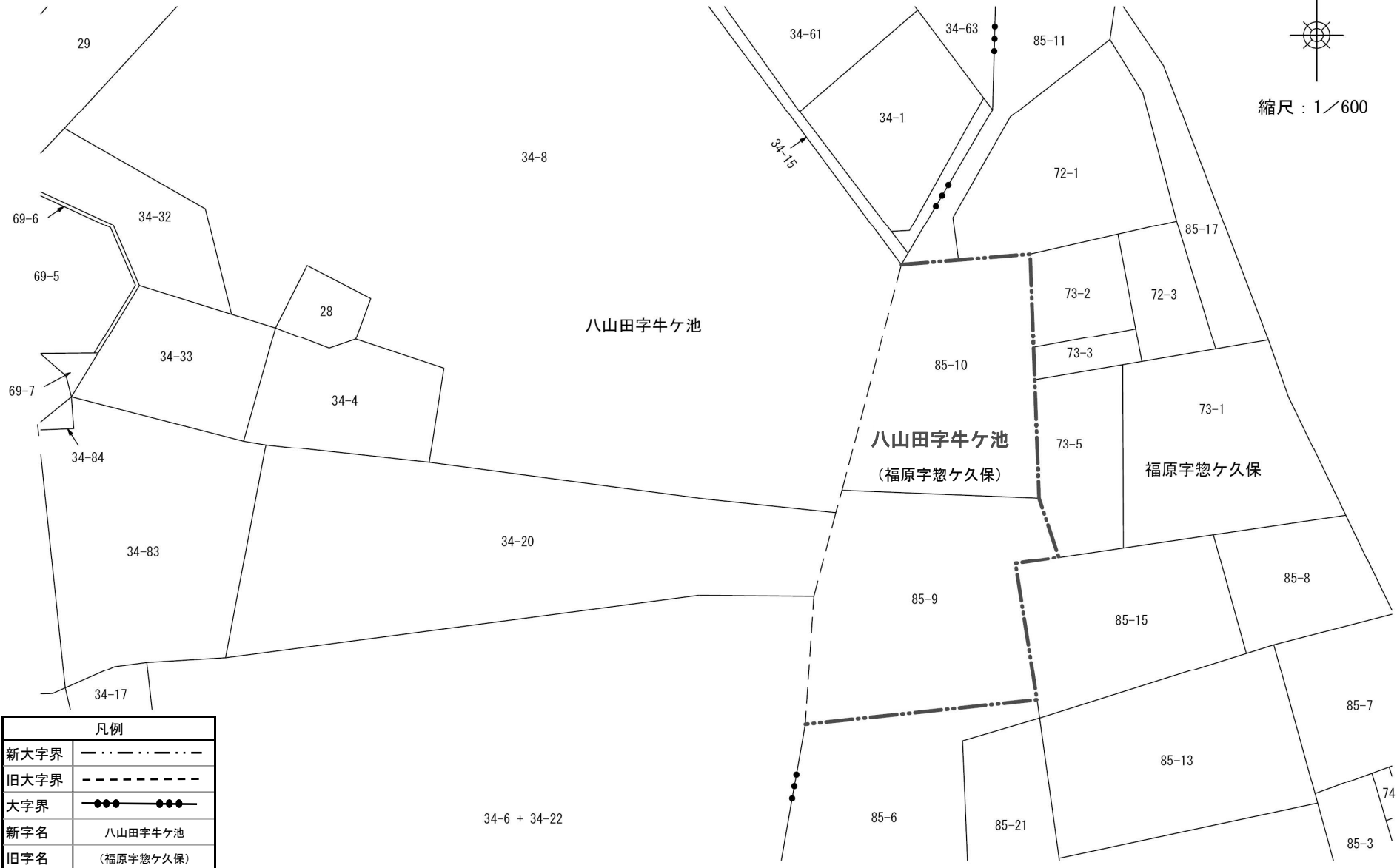
## (提 案 要 旨)

都市計画法第29条第1項の規定により許可をした開発行為の施行に伴い、字の区域を変更する。

# 字界変更対照図



縮尺：1/600



凡例	
新大字界	— · · · — · · · —
旧大字界	- - - - -
大字界	— ● ● — ● ● —
新字名	八山田字牛ヶ池
旧字名	(福原字惣ヶ久保)



専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第5号 令和5年度郡山市一般会計補正予算（第7号）（別紙）

（提案要旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

富田親水広場敷地内の本市が管理するアカシアの木が強風により倒れ、郡山市富田町字向山48番地安齋和子所有の物置及びフェンス並びに郡山市富田町字向山29番地の1 渡辺裕貴使用の普通乗用車に損害を与えたことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和6年1月23日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年10月5日午後2時から午後4時までの間の強風により、富田親水広場敷地内の本市が管理するアカシアの木が倒れ、郡山市富田町字向山48番地安齋和子所有の物置及びフェンス並びに郡山市富田町字向山29番地の1渡辺裕貴使用の普通乗用車に損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

## 記

### 1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、安齋和子に対し金456,830円を、渡辺裕貴に対し金372,196円を支払う。
- (2) 安齋和子、渡辺裕貴は、それぞれその余の請求を放棄する。

### 2 損害賠償額

- (1) 安齋和子に対する損害賠償額 金456,830円
- (2) 渡辺裕貴に対する損害賠償額 金372,196円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度郡山市一般会計補正予算（第7号）（別紙）

理 由

物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和6年1月25日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和5年度郡山市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度郡山市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,071,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,028,783千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		30,490,571	1,071,100	31,561,671
	2 国庫補助金	13,470,763	1,071,100	14,541,863
歳 入	合 計	151,957,683	1,071,100	153,028,783

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		55,496,163	1,071,100	56,567,263
	1 社会福祉費	7,069,246	1,071,100	8,140,346
歳出	合計	151,957,683	1,071,100	153,028,783

第 2 表 繰越明許費補正  
(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業	千円 1,070,056



# 予 算 に 関 す る 説 明 書

# 1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	52,055,097	0	52,055,097
2 地方譲与税	1,197,247	0	1,197,247
3 利子割交付金	26,785	0	26,785
4 配当割交付金	174,376	0	174,376
5 株式等譲渡所得割交付金	74,391	0	74,391
6 法人事業税交付金	917,351	0	917,351
7 地方消費税交付金	9,048,705	0	9,048,705
8 ゴルフ場利用税交付金	18,502	0	18,502
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	75,552	0	75,552
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	0	3,036
12 地方特例交付金	365,537	0	365,537
13 地方交付税	11,716,613	0	11,716,613
14 交通安全対策特別交付金	53,502	0	53,502
15 分担金及び負担金	409,335	0	409,335
16 使用料及び手数料	2,506,375	0	2,506,375
17 国庫支出金	30,490,571	1,071,100	31,561,671
18 県支出金	9,874,569	0	9,874,569
19 財産収入	2,215,533	0	2,215,533
20 寄附金	192,190	0	192,190
21 繰入金	6,198,980	0	6,198,980
22 繰越金	6,697,517	0	6,697,517
23 諸収入	6,124,718	0	6,124,718
24 市債	11,521,200	0	11,521,200
歳入合計	151,957,683	1,071,100	153,028,783

一般会計

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	757,082	0	757,082				
2 総務費	19,292,696	0	19,292,696				
3 民生費	55,496,163	1,071,100	56,567,263	1,071,100			
4 衛生費	13,052,585	0	13,052,585				
5 労働費	134,410	0	134,410				
6 農林水産業費	5,352,672	0	5,352,672				
7 商工費	6,411,779	0	6,411,779				
8 土木費	18,305,750	0	18,305,750				
9 消防費	3,776,373	0	3,776,373				
10 教育費	20,883,794	0	20,883,794				
11 災害復旧費	31,016	0	31,016				
12 公債費	7,993,800	0	7,993,800				
13 諸支出金	76,026	0	76,026				
14 予備費	393,537	0	393,537				
歳出合計	151,957,683	1,071,100	153,028,783	1,071,100			

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	5,493,688	1,071,100	6,564,788	1 社会福祉費 国庫補助金	1,071,100	地方創生臨時交付金 1,071,100
計	13,470,763	1,071,100	14,541,863			

17款 国庫支出金

### 3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 社会福祉総務費	4,162,479	1,071,100	5,233,579	特定財源	1,071,100	10 需用費	44	◎物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費 1,071,100
				国・県	1,071,100	11 役務費	3,699	
						12 委託料	117,357	
						19 扶助費	950,000	
	特定財源の内訳							
	(国) 地方創生臨時交付金				1,071,100			
計	7,069,246	1,071,100	8,140,346	特定財源	1,071,100			
				国・県	1,071,100			

3款 民生費

( 予 算 資 料 )

# 1 令和5年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		151,957,683	1,071,100	153,028,783
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,215,358	0	29,215,358
	後期高齢者医療特別会計	3,883,616	0	3,883,616
	介護保険特別会計	29,191,900	0	29,191,900
	公共用地先行取得事業特別会計	7,543	0	7,543
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	1,991	0	1,991
	富田第二土地区画整理事業特別会計	280,806	0	280,806
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	657,400	0	657,400
	徳定土地区画整理事業特別会計	827,885	0	827,885
	大町土地区画整理事業特別会計	493,262	0	493,262
	駐車場事業特別会計	124,703	0	124,703
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	23,656	0	23,656
	総合地方卸売市場特別会計	1,436,161	0	1,436,161
	工業団地開発事業特別会計	3,958,004	0	3,958,004
	熱海温泉事業特別会計	630,784	0	630,784
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	21,782	0	21,782
	多田野財産区特別会計	15,938	0	15,938
河内財産区特別会計	20,773	0	20,773	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	1,591	0	1,591
	月形財産区特別会計	1,176	0	1,176
	舟津財産区特別会計	26,297	0	26,297
	館財産区特別会計	25,311	0	25,311
	浜路財産区特別会計	853	0	853
	横沢財産区特別会計	14,836	0	14,836
	中野財産区特別会計	3,440	0	3,440
	後田財産区特別会計	2,619	0	2,619
	水道事業会計	13,075,165	0	13,075,165
	簡易水道事業会計	361,174	0	361,174
	下水道事業会計	19,970,522	0	19,970,522
	農業集落排水事業会計	1,102,726	0	1,102,726
	計	105,377,272	0	105,377,272
	合 計	257,334,955	1,071,100	258,406,055

## 2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,952,209	2,952,209
2 給料															0	7,781,139	7,781,139
3 職員手当等															0	5,027,527	5,027,527
4 共済費															0	3,262,258	3,262,258
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費															0	727,246	727,246
8 旅費															0	249,079	249,079
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費			44												44	6,404,768	6,404,812
11 役務費			3,699												3,699	1,005,479	1,009,178
12 委託料			117,357												117,357	19,160,651	19,278,008
13 使用料及び賃借料															0	2,196,318	2,196,318
14 工事請負費															0	10,828,790	10,828,790
15 原材料費															0	91,151	91,151
16 公有財産購入費															0	272,134	272,134
17 備品購入費															0	521,068	521,068
18 負担金補助及び交付金															0	29,356,460	29,356,460
19 扶助費			950,000												950,000	27,272,434	28,222,434
20 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
21 補償補填及び賠償金															0	605,198	605,198
22 償還金利子及び割引料															0	8,902,533	8,902,533
23 投資及び出資金															0	1,990,045	1,990,045
24 積立金															0	8,507,643	8,507,643
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,105	9,105
27 繰出金															0	10,494,481	10,494,481
予備費															0	393,537	393,537
歳出合計			1,071,100												1,071,100	151,957,683	153,028,783



### 3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性質名 款名	款名														計	補正前の額	合計
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費			
1 人件費															0	19,076,200	19,076,200
うち職員給															0	7,781,139	7,781,139
2 扶助費			950,000												950,000	35,139,186	36,089,186
3 公債費															0	7,993,800	7,993,800
4 物件費			121,100												121,100	24,002,998	24,124,098
5 維持補修費															0	2,394,848	2,394,848
6 補助費等															0	17,624,866	17,624,866
うち補助交付金															0	5,308,032	5,308,032
7 積立金															0	8,507,643	8,507,643
8 投資及び出資金															0	1,990,045	1,990,045
9 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
10 繰出金															0	10,494,481	10,494,481
11 普通建設事業費															0	20,078,310	20,078,310
(1)補助事業費															0	12,487,085	12,487,085
(2)単独事業費															0	7,591,225	7,591,225
12 災害復旧事業費															0	322,265	322,265
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費															0	393,537	393,537
歳出合計			1,071,100												1,071,100	151,957,683	153,028,783

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月16日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第1号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 3 専決第2号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 4 専決第3号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 5 専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年12月28日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年9月2日午前8時38分頃、郡山市富久山クリーンセンターにおいて、ごみ投入扉が誤作動を起こし、郡山市田村町守山字田向63番地の388有限会社カネダ産業使用の特種自動車に接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、有限会社カネダ産業代表取締役金田正之に対し、金110,000円を支払う。
- (2) 有限会社カネダ産業代表取締役金田正之は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金110,000円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年1月17日

郡山市長 品川 万里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得たため池防災・減災事業（大久保池）対策工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「384,477,500円」を「378,898,300円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年1月17日

郡山市長 品川 万里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年12月15日議会の議決を得たため池防災・減災事業（五百淵）対策工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「366,025,000円」を「368,581,400円」に改める。



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和6年1月17日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和5年6月30日議会の議決を得た河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「442,460,700円」を「441,241,900円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年1月26日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年11月8日午後3時頃、郡山市日和田町高倉字藤垣5番33地先の市道上において、郡山市安積町荒井字柴宮山55番地の122内野美津夫所有の普通乗用車が走行中、蓋が破損した道路側溝に車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、内野美津夫に対し、金144,284円を支払う。
- (2) 内野美津夫は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金144,284円